

『新刻天下四民便覽三台万用正宗』卷八律例門（上層）

「招擬指南」訳注稿

（試行版 Ver.1）

2019年3月

公益財団法人 東洋文庫 研究員

大澤 正昭

## まえがき

本稿は、かつて東洋文庫・社会経済史研究班（斯波義信班長）に参加していた K 氏の原稿に、大澤が加筆・修正を施したものである。

私たちは『三台萬用』の研究成果をまとめるなかで、同氏が担当した「招擬指南」訳注も公開する方向で話を進めた。しかし、現在研究班を離れている同氏は、自らの文責でこの成果を公開することは固く辞退された。他方、もとの原稿の処置については、同氏の名前を出さないことを条件に、全面的に研究班および大澤にゆだねる旨も提示された。そこで大澤が原稿を読み直し、補訂したうえで、このたびの訳注稿公開に至ったものである。したがって全体の文責は大澤にあるが、原稿段階での、K 氏の研究成果に依拠した部分もかなり含まれている。本稿公開までのこうした経緯について、あらかじめお断りしておきたい。

さて、さきに公開した『三台萬用』卷八律例門（下層）「鳴情均化録」同様、この「招擬指南」もまたきわめて難解なテキストである。原文に誤字・脱字がかなり多いと思われるし、本文そのものが専門的な内容なので理解しがたい部分が多いためである。本来なら公開に値しない不備な訳注かもしれない。しかしその内容は興味深く、当時の胥吏の業務をかなり詳細に解説しているなど、今後の研究に益するところが多い。そこで一つのたたき台を提供する目的で、あえて公開に踏み切った次第である。これまで公表してきた訳注稿同様、読者諸賢の忌憚のないご教示、ご批判をお待ちしている。

## 凡例

- ・原文に「一」とある項目ごとに一つのテーマとみなし、[1] [2] … [10] の番号を振る。さらに項目内の大段落ごとに [1 - 1] [1 - 2] … のような枝番を振る。
- ・本文は【原文】【参考史料】【現代語訳】【注釈】に分けて記述する。
- ・テキスト原文に略字が使われている場合はできるだけそれに従ったが、俗字や別体字など IME に登録されていない文字の場合、【原文】では日本の旧字体に統一する。
- ・【原文】の割注は〈 〉に入れ、原文が誤字と思われる場合は（ ）内に正字と考えた文字を入れる。
- ・【現代語訳】の語句の解説は（ ）内に入れ、前に＝をつける。文意を補足する場合はその語句を〔 〕内に入れる。
- ・訳文の【注釈】に引用した工具書類の略称は以下の通りである。

『国字解』：荻生徂徠（一六六六～一七二八年）著、内田智雄・日原利国校訂『律例対照 定本明律国字解』（創文社、一九六六年）

『訳義』：高瀬喜朴（一六六八～一七四九年）著、小林宏・高塩博編『大明律例訳義』（創文社、一九八九年）

『小畑訓訳』：小畑行簡訓訳『福恵全書』に付せられた訳語を、佐伯富編『福恵全書語彙解』（同朋舎、一九七五年）によって掲載する。ただしこの語彙解が取り残した語彙もあるので、それはカタカナ表記としている。

『訓読』：末松保和編纂・発行『訓読吏文』（一九四二年）

『中法』：蒲堅編著『中国法制史大辞典』（北京大学出版社、二〇一五年）

『近代』：許少峰編『近代漢語大詞典』（中華書局、二〇〇八年）

『漢詞』：『漢語大詞典』（漢語大詞典出版社、一九八六年）

『中日』：愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』増訂第二版（電子辞書版、一九八七年）

『公文書』：山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』（汲古書院、二〇〇四年）

『梅原近世』：梅原郁編『訳注中国近世刑法志』上・下（創文社、二〇〇三年）

『用語解』：斯波義信編著『中国社会経済史用語解』（東洋文庫、二〇一二年）

## [1 - 1] 【原文】

### 招擬指南

一、問得、乃問官之啓語也。一名某人、乃犯人之供稱也。招首先以官吏為之、無以共犯・罪重者。若婦人、罪雖重不得與也。名・歳・貫・址之下、如文職則云、由進士・舉人・監生・歳貢・吏員・知印・承差、除授某官、年月日到任。軍職則云、某都司衛所某官、若犯杖以上、必須論功云、原籍某處人、高・曾・祖・父某人。或己身從軍履歷、出征某處、得功歷陞某職、或故某人襲職、或年老某人替職、某年月日到職。軍政考選、或掌印・管操・巡捕・巡塩等項。如吏則云、以農民・奉例・納銀、參充某衙門某房科司典吏。如僧・道該還俗者、法名下、務要即出俗名云、自幼捨入某寺・觀、與某人為徒、奉例・納銀、給領口禮部度牒一道、剃髮為僧、簪為道。又有尊卑諱犯、律該照服加減罪者、亦要列叙宗枝。其八議之人、亦按註開寫故議下定罪。誥後、論功定議、及應議人數之說、由此始也。

### 【参考史料】

『福惠全書』卷十二（26 - b）刑名部・釈招状

曰問得者、問官之起語也。曰一名某人者、乃犯人之供稱也。凡串招、須照例定一人為招首、如京官與外官共犯、俱應奏請者、以罪重者為首、京官雖僧道官、與在外六品以下官共犯、京官為首、致仕官與役吏共犯、官為首、…

同前 （27 - a）

其年・歳・貫・址之下、有職者序履歷、吏序參充、僧・道序簪剃、若該還俗者、法名下出姓名、尊卑評告、律該照服定罪者、序宗枝、八議之人、按秩開寫、以便定議、不拘事之大小・輕重・多寡、以年月先後為序、

### 【現代語訳】

### 招擬①指南

一、「問し得たるに（＝取り調べたところによると）②」、これは審理を行った官の書き出しの言葉である。「一名某人」、これ〔以下〕は犯人の供述③である。招首（＝招状の筆頭の者）④は官・吏とし、共犯者や罪の重い者を〔優先して招首に〕してはならない。婦人であれば罪が重くとも〔招首と〕することはできない。名前・年齢・本貫地・住所の次に、〔招首が〕文官であれば、その出身は進士・舉人⑤・監生・歳貢⑥・吏員・知印・承差⑦のいずれで、そこから某官に任命され、何年何月何日に着任したのかを書き込む。〔招首が〕武官であれば、某都指揮使司衛所の某官であると書き、もし杖刑以上の罪を犯したのならば、〔その武職の〕功績を論じる必要があり、原籍は某処の人で、高祖父・曾祖父・祖父・父は某人であると書く。あるいは自身に従軍した履歴があれば、某処に出征し、功を得て某職に昇進し、あるいは故人となった某人の軍職を世襲し、あるいは老年となった某人の軍職を交替し⑧、何年何月何日に着任したかを書く。軍政（＝武官に対する定期的な功績審査）で選抜されたのか、掌印⑨であったのか、管操⑩であったのか、巡捕であったのか、あるいは巡塩であったのかなどの項目を書き込むのである。〔招首が〕吏人であれば、農民⑪か、奉例⑫か、納銀⑬かのいずれによって、某衙門の某房・某科・某司の典吏に充てられた⑭と書き込む。僧侶

や道士で還俗させるべき者は、必ず法名の次に俗名を書き、以下のように書く。幼いときに某寺・某観に入れられ、某人の弟子となり、奉例もしくは納銀により、礼部からの度牒一通を給付されて、剃髪して僧侶となった、あるいは簪して〔髪をまとめて?〕道士となった、と。また〔輩行の〕尊・卑関係を犯し、律の服制に照らして罪を加減しなければならない場合は㉔、また必ずその者の宗枝（＝宗族の分枝・系図）を書き連ねる必要がある。「八議」にあたる人の場合は㉕、また注に「故に議下して罪を定む（＝ゆえに大臣に議論させて罪を定める）」と書く。勅令が出たのち、功績を論じて罪刑を定める㉖。「八議」に該当する人々についての議論はここから始まるのである。

#### 【注釈】

- ①「招擬」：供述調書をもとにした罪状自認書と犯罪に適用する法を検討して作成した判決原案であろう。「招」は自白・供述であり、「擬」は「擬罪」つまり法の適用を検討する意である。これらは以下の研究に拠る。

滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）第一清朝時代の法と裁判 第二節裁判手続き上の二三の問題点（69頁）に「清朝の法源に自白——とくに記録された自白——を「供招」などという。さらに黄六鴻『福惠全書』（巻一二）の記すところによると、法源に一口に供招といわれているもののうちに、供状と招状との二種があったことが知られる。供状は、また草供などともいわれ、訊問に答えて当事者や証人が述べたことをその都度記録して、本人の画押をとっておくもの、いわば訊問調書であり、本人が述べたままになるべく近いような、口語をまじえた文体で記録される。こうして記録された各人の供述の間には、当然くいちがいもあるであろうから、それはさらに問い質し、また物的証拠と照し合わせて不審の点があればそれも追及し、こうして、裁判官自身も徐々に心象を形造りながら、犯人にも徐々に真相を吐き出させて行く。十分に嫌疑があつてしかも口を割らないときは、一定の規制の下に拷問をも用いる。かくて裁判官の胸に一つの心象が固まり、犯人も真相を吐き尽したと判断される状態に至ったところで、改めて罪状を、一定のスタイルをもった整った文章にしたため、これを本人に読み聞かせてその画押をとる。これが招状であり、招状に画押をとりおわり、決定的な自白が得られた状態を「成招」という。この招状はもはや単なる調書・記録ではなくして、罪状自認の意思表示である。この罪状自認書を取りおわること——成招——によって、法廷における審理は終了する。あとは、自認内容をもとにしてまとめ上げた事件のいちぶ始終の叙述と、それに対する法の適用とを記した文書を作製し、犯人の身柄とともに上司に送る——招解——だけである」とある。
- この「招状」と「法の適用とを記した文書」の「作製」、それは判決原案の作成であり、いわゆる「擬罪」である。これらを「招擬」と総称しているものと思われる。「招擬指南」とはそういった裁判業務に関わる官吏向けの指南書であろう。
- なお招状については谷井陽子「做招から叙供へ——明清時代における審理記録の形式——」（夫馬進編『中国明清地方档案の研究』（平成九年度～平成十一年度科学研究費補助金（基盤研究A2）研究成果報告書、二〇〇〇年三月）がある。これによると明初から招の原型となる書式は存在したが、定式化された招状は遅くとも明代の嘉靖年間以降に現れる。しかし清代になると次第に招状よりもより現実の供述に近い口供のほうが重視されるようになっていったという。
- ②「問得」：『国字解』448は「問得止招該杖一百」に関連して「問は、せんぎするなり」とする。『訓読』「シラベタルトコロ」。
- ③「供稱」：「稱供」について『中法』は「審問時交代的話」と説明する。この「交代」の意味は『中日』「①詳しく話す、説明する。…③自白する」。
- ④「招首」：『小畑訓訳』は前掲『福惠全書』の記事を「凡ソソウクチガキノトキハ、…カシラダツモノヒトリヲ定メテ招首トナス」と解している。前掲【注釈】①所引の谷井論文の招状について述べた部分に「原則として最も罪の重い者一人の姓名・年齢・身分を冒頭に掲げ」とある。この冒頭に掲げられた者が「招首」であろう。
- ⑤「挙人」：郷試合格者のこと。宋代では郷試合格者の挙人は一回性の身分であったが、明代では終身身分となり、次の科挙では郷試を飛び越えていきなり会試を受験することができた。寺田隆信『明代郷

紳の研究』京都大学学術出版会、二〇〇九年) 7頁を参照。

- ⑥「歳貢」：宮崎市定『科挙史』(平凡社、一九八七年) 120～121頁は「生員は科挙のたびごとに、これに応ずるを常とするも、科挙は競争激烈にして、かつ三年に一度の機会なれば、実力を有しながら下第して長く生員にて留るもの尠くない。故に特例を設け、廩生となりて十年以上を経たる者の中より、学力品行ともに優れたる者を、学政が選抜して中央に起送する。事実においては廩生の最古参者を採る」と説明している。
- ⑦「知印」「承差」：『国字解』131「知印・承差も吏の類にて、よき格の者なり、生員辨事の内と見えたり。知印は承差よりは上なり。…官吏の文巻に連署する時、印をうけとりて押す役と見えたり。承差は、遠方の使勤る役なり」。『訳義』59「知印」は「一役所の印刷を預り居る者」、「承差」は「役所の官人の命をうけて、諸方へ差つかはるる者」。また、繆全吉『明代胥吏』(嘉新水泥公司、一九六九年) 17頁は「奏差はのちに承差と改められ、意味は「奉承差遣」の吏のことである。知印とともに大衙門の堂上に設けられ、外官ではただ三司(都指揮使司・布政使司・按察使司)だけがこれを有する。両者は法律の上では吏によって論じられ、もし今日の名詞を使えば「准吏」というべきである」と説明しており、地方高級官府の高位の胥吏であったことが分かる。
- また『梅原近世』下 367に、「両者とも專業化した胥吏の名称。六部など中央高級衙門の吏の頭が知印、地方衙門ではそれらを承差と呼ぶ」とある。
- ⑧「襲職」「替職」：『訳義』148「武官の子孫、父祖のあとをつぎて、世々官職を承るを襲と云」。川越泰博『明代中国の軍制と政治』(国書刊行会、二〇〇一年) 267頁の注7は、衛所制下の世襲制度について「襲替の襲は、前任者が死んで職をつぐ場合をいい、替は老疾などのために職をつぐ場合をいう」と説明している。
- ⑨「掌印」：『国字解』607「原選差掌印首領官とは、五軍都督府にて、右の官舎を選出して、使を申付たる掌印官・首領官なり。掌印官・首領官は、何れの官府にもあることなり」。同 649「掌印官とは、何れの官にても長官のことなり。いずれの官にても、其官の印をば、佐貳官・首領官立合にて封じて、長官のもとに預り置くゆへ、長官のことを云なり」。『訳義』153「印刷を掌る役人」、同書 359「長官なり」、同書 588「正官の惣支配する官を云」。一方、張祥明「明代鎮明代鎮成武官軍政考選初探」(『史学月刊』二〇一〇年一二期)によると、都指揮使司の外營武官と千戸所には「軍政掌印」が一名ずつ置かれ、ほかに二名置かれた(千戸所の場合は一名)「軍政僉書」とともに軍事事務を処理した、という。本条の文脈からいえば、武官のなかでも事務処理担当の者を掌印と呼んでいるのであろう。
- ⑩「管操」：『国字解』747「操練の軍士を召連れて参る指揮・千百戸なり」。『訳義』389「一衛の軍士に、武芸陣法をおしえ習はする事を主る役人」。また、明・何孟春『何文簡疏議』卷二「馬政疏」には「該班買馬、衛所無由預知。其買馬数目、問之分守・分備衙門、百不知一、問之把總・管操官員、不過會集」とあって、管操が下級武官の把總とともに衛所の官員として挙げられており、管操は衛所の下級の武官名であったと思われる。このほか前掲【注釈】⑨張論文と同人「明代武舉新論」(『齊魯學刊』二〇一一年三期)によると、明代の武官は「管事武官」と「帶俸差操武官」に分かれ、「管事武官」は軍事事務の職責を実際に担当するが、「帶俸差操武官」は俸禄を受けるだけで実際の職責がない武官のことをいうようである。「管操」とはこの二つのタイプの武官の併称であり、この二つの区分を裁判に当たって掌握した可能性もあるか。
- ⑪「農民」：前掲【注釈】⑦繆著書 97頁に見える、「納粟充吏」を述べた部分には、「民家の子弟、初め本処に在りて銀を納め吏に充てらるるを謂い、之を農民と謂う」とあるから、一般の民戸のなかで銀を捐納して胥吏になった者を「農民」と称したことが分かる。
- ⑫「奉例」：銀を官府に納めることによって胥吏になり、あるいは昇進した者であろう。『大明孝宗実録』卷一三三、弘治十一年正月辛酉条には、巡按山東監察御史王一言が山東の飢饉について述べた上奏が見え、「農民」が「納銀」して胥吏に充てられ、納められた銀が振済に充てられたことが述べられているが、そこに「先年の奉例・納銀・農民の人数」とあり、「奉例」もまた何らかの事情で銀を官府に納めて胥吏に取り立てられた(もしくは胥吏として昇進した)者であることが分かる。さらに楊一清『関中奏議』卷二、馬政類「一為処置各辺馬匹事」に「弘治十三年以前、陝西布政司招中せる商人、彼皆な奉例・納銀して官に輸せらる」とあるのはこの推測を裏づける。官側が恩例と引き換えに捐納を募り、それに応じて銀などを収めて官・吏の資格を獲得した者を「奉例」と呼んでいるものと推測される。ちなみに『国字解』587に「遇例」の説明があり、「王府のいわひ事のあるときに、恩顧の者などに官を與へらるることあり」という。
- ⑬「納銀」：『国字解』587「かねを出して官を授けられたるなり」。前掲【注釈】⑦繆著書 146頁は胥吏

の昇進方法を記した部分であるが、そこに「納銀例」が見えている。恐らくは胥吏が銀を「州・県佐貳等官に納」めて昇進することを「納銀」といつているものと思われる。

- ⑭「参充」：宮崎市定「清代の胥吏と幕友——特に雍正朝を中心として——」（『東洋史研究』一六卷四号、一九五八年）3頁は「胥吏頭が上官から正式に承認されることを著役とか、参役とか、承充とか呼び」とあるので、「参充」もそれと同じく胥吏の役目に充てられる意味であろう。前掲【注釈】⑦繆著書にもこの言葉は多く見えている。
- ⑮「尊卑諱犯」：原文の通りに訳せば「卑幼の者が尊長の諱に触れた場合」となるが、律にはそうした規定がない。「明律」吏律・公式に「上書奏事犯諱」の規定があるのみ。ここでは『福惠全書』を参照し、「訃告」を補って解した。ちなみに「告訃」とは『中法』に「指責別人的過失或掲發別人隱私；告發」とある。
- ⑯「八議」：「明律」名例律に規定されているように、刑法上の特権を持つ八種類の身分を指し、議親・議故・議賢・議能・議功・議貴・議勤・議賓の八種をいう。『国字解』26「…罪を犯したる人のしなによりて、法司の官よりいかやうの刑に行んと云ことを定めず、奏聞を経て、文武の大臣に打よりて、評議をさせて、をこないやうの品は勅意にまかするを云」。『訳義』63「人により罪を犯したるとても、みだりに法の如く刑罰を行ふ事をせず、委細に奏聞し、諸役人をあつめ、吟味すべき旨をいひ立、そののちに其次第をまた奏聞して、思召次第に罪を行ふやうにするを議と云。其類八色あり」。なお、この八議に該当する人を「應議者」という（『国字解』30）。
- ⑰「論功定議」：『国字解』40「其仕形は、論功定議とて、其招状の前に、其軍官の父祖の軍功、并に其身の軍功をかきたつる、是論功なり。招状の末には、如此の功あれども、今如此の罪あるゆへ、如此行ふべし、と云ことをかくを定議と云」。

## 【1 - 2】【原文】

狀招下即入所事、雖曰萬變無窮、則用招首一人統說、衆犯盡皆詳悉。大抵所犯、多繫六贓之罪、七殺之刑。

蓋六贓何所謂也。如被人盜財、而盜悔還、或被人毆傷、而毆者醫藥、或被人毀壞器物、各賠償之外、受人財者、是謂坐贓、一也。如官吏人等、受為事人財物、不曾違法者、是謂不枉法贓者、二也。若有逆理枉斷・枉為者、是謂枉法贓者、三也。如潛形隱面穿窬取者、是謂竊盜贓者、四也。如凡人盜官府及倉庫錢糧等物、是謂常人盜贓者、五也。但有職役之人、或監管（官）、或專王・官府及倉庫錢糧等物、而自盜者、是謂監守盜贓者、六也。故總名曰六贓、乃正条也。尚以六律稱以准各贓科、筭理同一。致其強盜得財者、乃賊中之黨、不待以贓為罪。

### 【参考史料】

『福惠全書』卷二十（21 - b）刑名・積六贓  
一曰監守盜、監者監臨、經管之人也、…

### 【現代語訳】

「状招①」の次にはその事件について書き入れる。それは千変万化できりが無いとはいえ、招首一人にひっくるめて供述させれば、〔招首以外の〕衆犯②についても全て詳細を尽くすことができる。多く〔の犯行〕は「六贓の罪」「七殺の刑」に関連している。

それでは「六贓」とは何をいうのであろうか。人に財を盗まれたが、盗人が後悔して〔財を〕返還した、あるいは人に殴られ傷ついたが、殴った者が手当をした、あるいは人に器物を破壊された、などの案件で、それぞれ被害を賠償されたほかに、財を受けとった者は、これを「坐贓」③というのであり、第一である。もし官僚・吏人などが罪人の財物を受けたとしても、〔それによって〕法に違ふ行為をしたことがない場合は、これを「不枉法贓」④というのであり、第二である。〔前項と同じく〕もし道理に悖って〔財物によって〕判断をねじ曲げ⑤、〔贈った側に〕有利な判決を出した場合⑥は、これを「枉法贓」というのであり、これが第三である。形（なり）を潜め、顔を隠し、「壁に穴を空けて忍び込み」盗む者は、こ

れを「窃盜賊」といい、第四である。もし一般人が官府や〔官の〕倉庫の錢糧などの物を盗んだ場合は、これを「常人盜賊」⑦といい、第五である。しかし職役を有する人、あるいは監官、もしくは王府・官府・倉庫の錢糧などの物の管理を担当している者が盗んだ場合はこれを「監守盜賊」⑧というのであり、第六である。ゆえに「六賊」と総称するのであり、これは正式な法の条文なのである。なお六律（吏・戸・礼・兵・刑・工の刑律）で「各賊に准じて科す」という場合、〔科罰の対象となる賊財の〕算出原理はいずれも同じである。強盜を行って財をえた者は、賊の仲間であるので賊罪で断じる必要はない。

#### 【注釈】

- ①「状招」：寺田浩明「自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態——」（夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、二〇一一年）442頁は「状招」を「状もて招（じはく）す」と訓じている。従うべきであろう。
- ②「衆犯」：「衆」については『国字解』113に「称衆者三人以上とは、…このさばきは三人以上なれば衆と云内になるなり」とある。また「共犯」については同書634に「二人にても三四五人にても、同じく罪を犯したるものことなり」とある。両者の区別が明らかではないが、とりあえず原文のままとする。
- ③「坐贓」：『国字解』792「坐贓と云は、実は贓に非ざるを贓にして罪にあつるを云。今この接買は価を出して買ひ、受寄はあづかりたる分にて、別に贓にてはなけれども、盗ものと云ことを知りての上のことなれば、坐贓するなり」。『訳義』532「事ある人の財を受るにハあらねども、何事ぞにかこつけて、定めの外に財物を受る類の者の、その贓あるによって、罪に坐するを、坐贓といふなり」。『小畑訓訳』「みながらとるつみ」。
- ④「不枉法贓」「枉法贓」：『国事解』68「賂をとりてそれゆへに依怙なるさばきをしたるを枉法贓と云、賂はとりたれども何も依怙はせぬをば不枉法贓と云なり」。同書470「有事人の財を受たれども、さばきにえこひいきをせぬを云なり」。「有事人」とは同書469に「とが人のことなり」とある。本条は「為事人」とあるが、同書59に「為事」とは「罪を犯たることなり」とあるので同じ意味である。
- ⑤「枉斷」：『国字解』473「さばきにえこをすることなり」。
- ⑥「枉為」：未詳であるが、『中日』の「為」の解説に「B④味方する、助ける、擁護する」という意味をあげる。これに従えば訳文のような意味になる。ただ「為」を一連の業務を執行するという意味にとることもできる。その場合は「関連の行政事務をねじまげた場合」となろう。
- ⑦「常人盜」：「明律」刑律・賊盜に「常人盜倉庫錢糧」の規定がある。「常人」は『国字解』373「監守にてもなき外の人なり」。『訳義』423「監守の役人にあらざる人、…」。
- ⑧「監守盜」：「明律」刑律・賊盜に「監守自盜倉庫錢糧」の規定がある。「自盜」については『国字解』372「己が監臨する倉庫のものを盗み、己が主守する倉庫のものを盗むゆへ、自盜と云なり」。

#### 【1 - 3】【原文】

蓋七殺者、何所謂也。如見人有財、肆力劫掠殺人者、是謂劫殺者、一也。與人致讐、設心不善、積慮百端、乘其不設、用計而殺者、是謂謀殺者、二也。如事有懷恨、心無宿謀、彼無因鬪之機、我有臨時之怒、徑情而殺者、是謂故殺者、三也。如兩訟相趨、彼此交毆而打死者、毋分金刃他物、是謂鬪殺者、四也。如立約相打、或水火兵刃相戲、兩和相害而致死者、是謂戲殺者、五也。如本害于甲、錯中于乙、邂逅而死者、是謂誤殺者、六也。如因公馳驟、或共舉重物、或行船使風、力不能支持、或耳目不及、思慮不到而致死者、是謂過失殺者、七也。故總名七殺、乃正條也。尚有六律、稱以各殺者、義亦不殊也。其無以准、自依本條科斷。凌〔犀+リ〕處死、乃法外之刑、不待以殺為名也。但六賊・七殺、乃律之樞要、貫統以准諸条與。凡天下之事、擧在其中矣。

#### 【参考史料】

『福惠全書』卷十四（1 - a）刑名部・人命上 総論

人命有真有假、眞者不離乎七殺、曰劫殺、曰謀殺、曰故殺、曰鬪毆殺、曰誤殺、曰戲殺、曰過失

殺、假者不離乎自縊・投河・自刎而已、…

【現代語訳】

それでは「七殺」とは何をいうのであろうか。人が財を持っているのを見て、力にまかせて略奪し、殺した者はこれを「劫殺」といい、第一である。人と怨みを構え、よくない魂胆を持ち、様々な方法を熟慮し、相手の不意に乗じて、計略を用いて殺した者はこれを「謀殺」といい、第二である。あることで恨みを持って、前からの謀（はかりごと）は抱いておらず、相手には鬪う契機がないのに、自分が一時の怒りを抱いたことにより、直情をもって殺してしまった者はこれを「故殺」といい、第三である。原告・被告が互いに出かけ、こもごも殴り合って殺した場合、金属・刃物やその他の凶器を区別することなく、これを「鬪殺」といい、第四である。互いに危険を承知の上で殴り合い、あるいは水や火、武器などを持って戯れていて、双方ともに危険を承知の上で傷つけあって殺してしまった場合は「戯殺」といい、第五である。もともとは甲を傷つけようとしていたのに、間違っただけで乙に当たってしまい、はからずも彼が死んでしまった場合は「誤殺」といい、第六である。公務のために馬を急ぎ走らせ、あるいは一緒に重いものを持ち上げ、あるいは操船していたとき、風力を支えられず、あるいは監視が及ばず、また思慮が足りず、人を死なせてしまった場合は、これを「過失殺」といい、第七である。ゆえに「七殺」と総称するのであり、これは正式な法の条文である①。

なお六律では「各殺を以て（論ず）」と称しているが、意味としてまた違いがあるわけではない。その準拠する律文がなければ、自ずと本条に依拠して判決を下す②。凌遲処死は法外の刑なので、「（各）殺を以て」刑の根拠とする必要はない。ただ「六賊」「七殺」は律の枢要であるので、全て「諸条に准ず」と一貫しているのだ。天下の犯罪は、こぞってそのなかにある。

【注釈】

①「七殺」：「明律」刑律・人命に「鬪毆及故殺人」「戲殺誤殺過失殺傷人」の規定があり、後者について『国字解』401は解説をつけ、その中で「七殺」にも言及している。要点をあげれば以下のようなものである。「劫殺は、強盜の人を殺なり、財をとらんと欲して殺なり」。「故殺と謀殺との差別は、己が心に殺んときわめたるを故殺と云て、人に相談して殺を謀殺と云」。「戯殺とは、たはむれにて殺なり、くるひおどけて誤て殺なり。誤殺とは、相手にもなき人にそば杖あたりて殺なり。過失殺は、思慮にも及ばず、思の外なるとりはずしなり。たとへば、鳥獸を殺とて射る矢、人にあたり、…或は重きものをあげて力たへらえず、落して人を傷るるいなり」。なお、前掲滋賀秀三『清代中国の法と裁判』第二刑案に現れた宗族の私的制裁としての殺害（102頁）では清代の「六殺」（七殺から劫殺を除いたもの）について言及されている。

②「科斷」：『国字解』76・468「わりつけさばくなり」。『中法』「論処、判決」。『近代』「依律判処」。

[1 - 4] 【原文】

須要開寫各人何年月日所犯、先後為序。招說・衆犯、詞理必直。只如行路然、出門先往某處、又某處知某等事、直至某處。止年日間、月日內、順行毋逆。若遇人犯姓名、惟初叙。到官者稱在官。犯罪時在、事發時死者、稱先存今故。死在先、有事干犯者、稱已故。已獲到官脫走者、稱在逃。監禁死者、稱監故。不在、稱未到。若有罪已到官、稱犯人。未到官、稱罪人。已成招禁者、稱獄。未成招禁者、稱罪囚。連坐父母者、稱家口、連坐妻子者稱家小。照



提者、稱前案或別卷。真犯死罪者、皆稱已未決。雜犯死罪徒以下納贖者、稱問結。發配與充軍為民者、稱問發。杖決者、稱省發。供明者、稱省令。俱置姓名之上、後莫重用。所以便查議也。

#### 【参考史料】

『福惠全書』卷十二（26 - b）刑名部・釈招状

已獲者稱在官、未獲者稱未到、脱逃者在逃、犯罪時在、事發時死者、稱先存今故。死在先、有事干犯者、稱已故、監禁死者、稱監故。已成招禁者、稱獄囚。未成招禁者、稱罪囚。連坐父母者、稱家口、連坐妻子者稱家小。照提者、稱前案或別卷。真犯死罪者、分已未決、雜徒罪以下納贖者、稱問結。發配・充軍・為民者、稱問發。杖決者、稱省發。供明者、稱省令。俱置姓名之上、後莫重用。

同前（27 - a）刑名・釈招状

年日間、月日内、其定罪全憑招眼、用不合、云々…

#### 【現代語訳】

必ず各人が何年何月何日に〔何の罪を〕犯したのか、前後〔の時間軸を〕順序立てて書き連ねる。供述と衆犯については文脈が必ず正しくなければならない。ただし行程については、門を出てまず某処に行き、また某処で某等のことを知り、そのあとすぐに某処に至った、などと書く。ただ年については「〇年の間」、月については「〇月の内」とだけ書くようにし、時系列に逆らってはならない。犯人の姓名については、初出の場合のみ〔姓名の前に次のように〕書く。官に出頭している者は「在官」と称する。罪を犯したときには健在だったが、事件が発覚したときには死んでいた者は「先存今故」と称する。すでに死んでしまったが、犯罪者に関係ある者①については「已故」と称する。すでに捕らえられて官に至ったのに脱走した者は「在逃」と称する。〔獄に〕監禁したが死んでしまった者は「監故」と称する。官に出頭していない者は「未到」と称する。罪を犯した者ですでに官に出頭している者は「犯人」と称し、まだ官に出頭していない者は「罪人」と称する。すでに招状（＝罪状を供述して自ら承認した書類）を取り終わって②〔獄に〕監禁している者は「獄（囚）③」と称する。まだ招状をとり終わっておらず〔獄に〕監禁している者は「罪囚」と称する。父母で連座した者は「家口」と称し、妻子で連座した者は「家小」と称する。「照提」④とは前の事件あるいは別の事件のことを称する。真犯死罪⑤は、みな「已決・未決」と称する。雑犯徒罪より下の罪⑥で、金銭で罪を贖った者は「問結」と称する。〔徒罪として〕配地に送られた、もしくは発配⑦と充軍・為民⑧とされた者は「問發」と称する。杖罪を執行された者は「省發」と称する。供述が済んだ者⑨は「省令」と称する。〔これらは〕いずれも姓名の前に書き記し、それ以後は重ねて書くことはしない。查・議（＝上官による、擬罪が妥当かどうかの査勘・議罪）に便利なようにするのである。

#### 【注釈】

①「干犯」：『小畑訓訳』「かかりあひとがにん」。『中法』「②旧事刑律用語。指与罪犯有牽連的人」。

②「成招」：前掲 [1-1] 【注釈】①滋賀論文参照。また『中法』「罪犯在審訊中招供画押」。『近代』「招供、供認」。

③「獄（囚）」：『福惠全書』に拠って「囚」を補う。

④「照提」：『小畑訓訳』「まへにことがありてそのことについていまよびだす」。『福惠全書』卷十二刑名部に「照提」の項目がある（30 - b）

⑤「真犯死罪」：『国字解』15「律の文に載たる斬・絞罪を云なり」。

⑥「雑犯死罪徒以下」：『福惠全書』と対比してみると、原文に誤字・脱字がある可能性が高い。とりあ

えず「雜犯徒罪以下」として解釈する。「雜犯死罪」については『六部成語註解』刑部成語「殺人者抵命、是為正犯、死罪無可議減、若因他項事故而犯死罪、謂是雜犯死罪、可以酌情議減」。『国字解』15「律に何の罪に准ず、與同罪とあるるいななり」。『中法』「唐律規定、除了十惡・故意殺人・反逆緣坐・…等重大死罪之外、其余一些影響不十分嚴重的死罪、称“雜犯死罪”」。

⑦「發配」：『小畑訓訳』「しまながし」。『中法』「古代把犯人押送到辺遠地方去服勞役」。

⑧「充軍・為民」：後掲 [1 - 5] 【注釈】⑤参照。

⑨「供明」：『小畑訓訳』「くちがきすむ」。

## [1 - 5] 【原文】

不合字様、此係招眼。須犯律例者、隨人串事、用置姓名之下。若人死、或先案問過、或別卷有行人犯、招眼皆不必用。為無議罪故耳。如有犯者、先不合、次又不合、亦不合、亦就不合、却不合、却不合、各又不合、仍又不合、各不合、各又不合、若犯有例者、則云某不合故違何、充軍・為民・枷号等事。例摘引在內、以備誥下發落、使相顧慮。

遇有贓物各色、罪犯各別者、須以科之贓若冀（異？）多者。或些少者、就隨入招內、計鈔若干、不必外結矣。若止一二事者、照詳計結、招尾云、外結得、每銀錢物若干、值鈔若干。若招首無贓、仍要另言、結得、某人等每銀鈔若干。不可混云。

若遇有職官姓名、只稱某職啣（銜）、不須空名。罪人避諱、既不敢稱轉達、又恐失填亦緊關也。

亦忌行移字様。既係罪人陳說言詞、亦當間有明白俗狀、勿逞文詞。如依蒙・近蒙・承奉・依奉等字、皆不可用。大略如是、臨事或異、亦須變通。

若是照提、或駁問、辯明人犯、稱述前案與別卷、招情只宜撮其緊要、不可全錄也。如遇原案稱未到・脱逃者、今既到官、當變稱者變之。若原先照（招）眼稱不合、已經問訖、今不用稱者去之。其間有該償命身屍、必須委官檢驗定傷。不該償命者、只是相視而已。說至見問衙門、則云、致蒙提吊一千人卷到官、連日再三研審、各情明的、不能隱諱。取問實招罪犯外、結得每銀一兩、值鈔八十貫。招・結是實。

### 【参考史料】

『福惠全書』卷十二（27 - a）刑名部・積招狀  
年日間、月日內、其定罪全憑招眼、用不合、云々…

同前 （28 - a）

贓物少則就招內叙出、多則于招後結出、所值銀數、計贓定罪、若招首無贓、仍要另言、結得某人等某某財物若干、不可混序、

同前 刑名部・招狀式（28 - b）

當蒙拘提一千犯証到官、當堂研審、錄取口供、云々在卷、…取問實招犯外、結得某某于物件、時值估價銀若干兩、所結是實。

### 【現代語訳】

「不合」という字句は「招眼」（＝招狀の眼目を示す目印）①である。律例を犯した者は人ごとに事件全体をまとめ、姓名の次に書かねばならない。もし〔律例を犯した〕人が死んでいたり、あるいは以前の事件で判決が下されたことがあり②、あるいは別の事件で処置、報告済みの犯人③であった場合は、「招眼」は必ずしも用いる必要はない。罪を審議する必要がないためである。罪を犯した者であれば、〔その犯行を〕「先に不合にも④」「次に又不合にも」「亦た不合にも」「亦た就ち不合にも」「却って不合にも」「却って就ち不合にも」

「仍お又た不合にも」「各々不合にも」「各々又た不合にも」〔などと書く〕。もし例を犯した者がいれば、次のように書く。「某は不合にも故意に何〔という例〕に違反したので、充軍し、民と為し、枷号する⑤など〔の刑に処す〕」と。例はそのなかに一部を抽出しながら引用し、誥が下って決着がつき⑥、慎重に点検する⑦際に備える。

たまたま贓物が各種あり、犯した罪にもそれぞれ区別がある場合は、必ず贓物が多い場合に科罪する⑧。贓物が些少の場合は、適宜、招状のなかに書き入れ、「鈔若干にあたる」と書き、必ずしも「外結」（＝後述の「～の外、結し得たるに」の部分であろう）として記す必要はない。〔犯した罪が〕一・二事に止まる者は、詳文に照らして〔供述内の贓物の〕総計を計算し⑨、招状の末尾に「～の外、結し得たるに（＝以上の供述を総括するに⑩）、銀・銭物若干ごとに、鈔若干にあたる」と書く⑪。もし招首に贓物がない場合、やはり別に「結し得たるに、〔共犯の〕某人らは銀〔若干〕ごとに鈔若干〔にあたる〕」と書かねばならない。〔共犯の贓物と〕いい加減に混ぜてはならないと云う。

もし、職官を有する者で、姓名についてただ「某職銜」とのみ称している者がいれば、絶対に名前を空欄にしてはならない。罪人の諱を避けるのは、〔上級官庁に〕順次上申⑫しないというだけでなく、〔名前の〕填め忘れもまた重大なポイントであることを恐れるのである。

また「行移」⑬の字句で避けなければならない点がある。罪人の述べる言葉であるからには、そのなかに明らかに低俗なものもあるので、その勝手な文言を放置してはならない。「依蒙」「近蒙」「承奉」「依奉」などの字句は全て用いてはならない。だいたいこのようであるが、事に臨んで異なる場所があれば、また〔臨機応変に〕融通をきかせなければならない。

もし「照提」（＝以前の事件に関連する取り調べ）あるいは「駁問」（＝取り調べへの異議申し立て）⑭されて、犯人に弁明させるときは、さきの案件内や別のファイルで述べていると称し、ただ要点のみをかいつまんで書くべきで、全てを記すようなことをしてはならない。もしもとの案件では「未到」、「脱逃」と称していたが、いまは官に出頭している場合、呼称を変えるべき者は変える。もとの招状の「招眼」で「不合にも」と書いていたが、すでに取り調べが終わって、いまではこの呼称を用いる必要がない場合はこれを取り去る。取り調べの際に、死刑に処せられるべき殺人の死体があれば、必ず官を派遣して検屍させて傷を確認させる。死刑に当たらない場合は、ただ視察させるだけとする。「見に衙門に問するに」（＝実際に衙門で取り調べるに）まで述べ至れば、次に以下のように書く。「ご命令を受けて関係者とファイルを調査し⑮、官に出頭させ、連日何度も審理したところ、各々の事情は明白であって、もはや包み隠すことはできない。犯人のしっかりした供述をとった⑯ほか、供述を総括したところ、銀一両ごとに鈔八〇貫に当たる。招（＝供述）と結（＝供述の総括）とは間違いない」と。

#### 【注釈】

①「招眼」：『小畑訓訳』は「くちがきのめど」とし、前掲 [1-1] 【注釈】①滋賀著書 73 頁の注 216 は「招状のかなめ」とするがこれだけでは意味が分からない。これに対して前掲 [1-1] 【注釈】①谷井論文 62 頁の「招状」の説明には「罪となる行為には「不合」「就不合」といった「招眼」と呼ばれる語が附せられ、注意を惹けるようにしてある」とあり、「招眼」とは、招状の重要箇所の目印、といった意味である。

②「問過」：『国字解』 696 「問過罪名は、誰をばかやうに申付け、是をばいかやうに申付けたると云罪名

なり」。

- ③「有行人犯」：この「行」について『国字解』32で「行移のことなり。移文をかきて申遣すことなり。移文には色々かきやう格式ありて、申呈・憑筭・由牒などて文言のかはりあり、別に一卷の書あり」とする。
- ④「不合」：『小畑訓訳』「ふといたすまじきことをいたした」。『訓読』「フトドキニモ、フツガウニモ」。
- ⑤「充軍、為民、枷號」：『国字解』564「充軍は、軍官の人罪を犯すとき、官位を奪てひらの軍人にするなり。充と云は、軍伍の内へ入ることなり。為民と云は、文官の人罪を犯すとき、是も官位を奪て民にするなり」。同 583「充軍は、武官の罪重きをすることなり。為民は、文官の罪重きをすることなり。枷號は、充軍・為民の罪の内にて又重きをば、くびかせを打て、其の罪名を書きてさらす」。
- ⑥「發落」：『国字解』140「ゆるして返すことなり」、同 563「らちあくることなり」。『訓読』「ショブシ、ショチス、決定スル、ケツチャク、オサム、トリサバキ」。『中法』「処理、処置」。『小畑訓訳』「らくちやく」。一方、前掲滋賀秀三『清代中国の法と裁判』第一清朝時代の刑事裁判 第一節裁判機構（39頁）によれば「死刑以外の刑を執行して事済みとすること」という。
- ⑦「顧慮」：『近代』「怕得罪人而不敢貿然從事」。
- ⑧このあたりの原文に誤字・脱字があるかもしれない。意味が通りにくいので、『福恵全書』によって解釈する。
- ⑨「計結」：未詳。次の⑩を参考にして解釈する。
- ⑩「結得」：『小畑訓訳』卷十二（28-b）「クチガキヲソウジメ」。
- ⑪以上のような書式は前掲参考史料の『福恵全書』卷十二刑名（28-b）に載せられている。
- ⑫「轉達」：『国字解』115「…州県の官よりは府へ達し、府より布政使に達して、布政使より刑部に達するゆへ、轉達と云なり」、同 307「本管上司より轉達するなり」。
- ⑬「行移」：前掲③参照。
- ⑭「駁問」：『中法』「駁回審問」。
- ⑮「提吊」：未詳。同音の「提調」であれば、『国字解』112「上に立て吟味するなり」、『小畑訓訳』「しらべる」。『訓読』「トリシラベ」。『近代』「指揮、調派」。とりあえずこれらに従う。
- ⑯「實招」：『小畑訓訳』「しかとしたはくじょうがき」。

## [2] 【原文】

一、具各人年・貫・里・址、有罪者招、與某人招同、罪者稱供、與某人招同。

## 【現代語訳】

一、各関係者の年齢・本貫地・所属の里・居住地、〔および〕有罪者の供述は某人の供述と同じである、〔あるいは出頭していない〕罪人①の詳しい説明は、某人の供述と同じであると書く。

## 【注釈】

- ①「罪者」：未詳。ただ、前掲 [1-4] では「まだ官に出頭していない者は「罪人」と称する」とされていたので、とりあえずこれに従って解する。

## [3] 【原文】

一、議得、議當作擬似也。欲似諸律、故問刑者、未敢自以為是。稱議者謙詞。

## 【参考史料】

『福恵全書』卷十二 (29 - a) 刑名・積定議

議者擬似也。問者欲似諸律、未敢以為是。而擬之之詞。

【現代語訳】

一、〔擬罪の際に〕「議論し得たところによると」と書く場合の「議」の字は当然「擬似」とすべきであろう。〔取り調べた問刑官は〕諸律になぞらえようと欲するため、あえて自分から〔自分の擬罪を〕是としようとはしない。「議」と称するのは謙讓の語なのである。

〔4 - 1〕【原文】

一、某人等所犯姓名雖多、招首者一人為議頭以提綱。而項下答・杖・徒・流・死、務必由重至輕。五刑之次序也。引用條律、雖曰有限、必須躡認得眞。案名例律、有犯二罪以上者、從重論罪（是謂除輕不坐也）、各等者、從一科斷（是謂去彼留此也）。數事共條、只引所犯罪者聽（是謂摘引應坐也）。

如云、某人除某律輕罪、或某律若等罪名不坐外、合依非因事受財、坐贓致罪、各主〔者〕通算折半科罪、幾十貫律。某某俱依竊盜已行、而但得財者、以一主為重、併贓論罪、幾十貫律。又云、某依官受財不枉法、各主〔者〕仍折半科罪、有祿人鈔貫同上、無祿人減等科罪。又云、某某俱依常人盜倉糧等物、不分首從、併贓論罪、幾十貫律。又云、某依吏受財枉法、各主者通算全科、有祿人鈔貫同上、無祿人減一等、至一百二十貫、亦擬絞罪。又云、某某俱依監守自盜庫錢等物、不分首從、併贓論罪。幾十貫律。至滿貫、該絞・斬者、俱雜犯照例、准徒五年。六律之内、猶有恐嚇求索等項、稱以准各贓者、科罪倣此。

【参考史料】

『福恵全書』卷十二 (29 - a) 刑名部・積定議

所犯姓名雖多、以招首為議頭、以下輕重依罪而為次、引用律例、必須體認得眞、有犯二罪以上、從重論、是謂除輕不坐也。各等者、從一科斷、是謂去彼留此也。數事共條、止引所犯、是摘引應坐也。

【現代語訳】

一、某人等犯人の姓名が多い場合でも、招首の者一人〔の名前〕を議論の筆頭に挙げて綱要を提示する。そうして項目の下に書かれる答・杖・徒・流・死〔の罪名〕は、必ず重い刑罰から軽い刑罰に至るようにしなければならない。これは五刑の序列なのである①。引用する律の条文については、有限であるとはいえ、必ずやさしくと理解して正しい律の条文を見なければならぬ。〔「明律」〕名例律を調べると、「二罪以上を犯す者は、重きに従って罪を論ず（これは軽い罪は除いて科さないという意味である）」、「各々等しき者は、一に従って科断する（これは一方の罪を取り去って一方の罪を科すという意味である）」とある②。〔刑律には〕「數事條を共にし、只だ犯す所の罪を引く者は聽す③（これは犯した罪についての律文のみを部分的に摘出して引用する〔のを許す〕という意味である）」とある。

たとえば〔次のように書く。〕某人は某律の軽い方の罪、あるいは某律の罪名が同じであるものについては科罪しないとするほか、「事に因りて財を受くるに非ずして、贓に坐して罪を致す者は、各々主〔なる者〕は通算、折半して罪を科す。幾十貫」という律④に依るべきである。某と某はともに「竊盜すで行いて、但だ財物を得し者は、一主を以て重きとなし、贓を併せて罪を論ず。幾十貫」という律⑤に依るべきである。また、某は官の権限によって財物を受けたが「法を枉げず」「各々主なる者仍お折半し罪を科す」、「祿有る人」の鈔・

貫は上に同じくし、「禄無き人」は等を減じて罪を科す⑥、とあるに依る。また、某と某はともに「常人の倉粮等の物を盗まば、首従を分かたず、贓を併せて罪を論ず。幾十貫」という律⑦に依る。また、某は吏が財を受けて法を枉げ、「各々主なる者は通算して全科し」、「禄有るの人」は〔贓物の〕鈔・貫については上と同じくし、「禄無きの人」は一等を減じ、一百二十貫に至れば、また絞罪にあてる〔という律⑧〕に依る。また、某と某はともに「監守自ら庫錢等物を盗まば、首従を分かたず、贓を併せて罪を論ず。幾十貫」という律による。最高の貫数に至って、絞・斬刑にあたる者は、ともに「雑犯」という律にあたり、例に照らして、徒五年になぞらえる、〔という律⑨〕による。六律のなかに、なお「恐嚇」⑩や「求索」⑪という犯罪の条文があり、「各々贓に准ず」と称している場合には、罪を科す際にこれらの規定に従うのである。

#### 【注釈】

- ①「五刑之次序」：「唐律」以来、笞刑五・杖刑五・徒刑五・流刑三・死刑二の順で記載されている。
- ②「犯二罪以上者、～」：「明律」名例律、「二罪俱發以重論」の条に「凡二罪以上俱發、以重者論罪、各等者、從一科斷」とある。この「從一科斷」については、『国字解』90「多の罪軽重なければ、其内一の罪を以て申し付るなり」。原文の割注は律の注ではなく、編纂者が引用元の注であろう。
- ③「數事共條～」：「明律」刑律・断獄の「断罪引律令」条に「數事共條、止引所犯罪者聽」とある。この部分について『国字解』538は「律の本文に、一箇条の内數事をかきのせたるは、悉引に及ばず、只其犯したる罪のところばかりを引けとなり」とし、『訳義』621は「數事を一箇条の内に書こめてある所を、今の罪ハ、其内の一事にあたる時ハ、ただその數事をのこらず引にハ不及。罪に合たる一事を引て、罪を断ずべし」とする。
- ④「非因事受財～」：「明律」刑律・受贓の「坐贓致罪」に「凡官吏人等、非因事受財、坐贓致罪、各主者通算折半科罪」とある。
- ⑤「竊盜已行～」：「明律」刑律・賊盜の「竊盜」に「凡竊盜已行而不得財、笞五十、免刺、但得財者、以一主為重、併贓論罪。為從者、各減一等」とある。
- ⑥「不枉法～」：「明律」刑律・受贓の「官吏受財」に、「有祿人、…不枉法贓、各主者通算折半科罪」などの条文がある。
- ⑦「常人盜～」：「明律」刑律・賊盜の「常人盜倉庫錢糧」に「凡常人盜倉庫錢糧等物、不得財、杖六十、免刺。但得財者、不分首從、併贓論罪」とある。
- ⑧「受財枉法～」：「明律」刑律・受贓の「官吏受財」に「不枉法贓、各主者通算折半科罪（謂雖受有事人財、判斷不為曲法者。如受十人財、一時事發、通算作一處、折半科罪）…無祿人、枉法一百二十貫、絞」とある。
- ⑨「監守自盜～」：「明律」刑律・賊盜の「監守自盜倉庫錢糧」に「凡監臨主守、自盜倉庫錢糧等物、不分首從、併贓論罪、…四十貫、斬」とある。ただ末尾部分の「雑犯照例、准徒五年」は典拠未詳。あるいは刑律・雑犯の「囑託公事」に「…所枉重者、與官吏同罪、至死者減一等」という規定を指すのであろうか。
- ⑩「恐嚇」：たとえば「明律」刑律・賊盜の「恐嚇取財」に「凡恐嚇取人財物者、計贓、准竊盜論」とある。『国字解』381「をどすことなり。人ををどして財物をとることなり」。「恐嚇取財」について『訳義』435「人をおどし、先より財物をあたゆるやうに、しかけてとるをいふ」。
- ⑪「求索」：たとえば「明律」名例律の「給没錢物」に「凡彼此俱罪之贓、…逼取求索之贓、竝還主」とある。『国字解』82「むしんをいふなり」、同 475「所望しかくるなり」、同 605「あらはして無心を云

かけて取なり」。『訳義』85「公儀の威勢などをかりて、我かたより、もとめとるを云」

#### [4 - 2] 【原文】

其如七殺者、某某俱依謀殺人、因而得財、同強盜、〔強盜〕已行、但得財、不分首從律、皆斬。俱決不待時。又云、某某俱依謀殺人命、某造意者律、斬。某從而加功者、律絞。某不加功者、律杖一百、流三千里。又云、某依故殺者、律斬。又云、某依鬪毆殺人者、律絞。又云、某某某依同謀鬪毆人、因而致死、以致命傷最重、某下手者律、絞。某原同謀者、律杖一百、流三千里、某餘人者、律杖一百。又云、某依因戲而殺人、以鬪殺論、不問手足・他物・金刃、律絞。又云、某依因鬪而誤殺傍人、以鬪殺論、不問手足・他物・金刃律、絞。又云、某依因謀殺或故殺人、而誤殺傷人者、以故殺律、斬。又云、某依過失殺人者、准鬪殺人論律、絞、依律收贖。

#### 【現代語訳】

「七殺」の場合は〔次のように書く。〕某と某はともに、人を「謀殺」し、「因りて財を得たるは強盜〔に同じ〕」、「〔強盜〕すでに行い、…ただ財を得るは、首・従を分かたず」という律に依り、皆斬とする①。いずれの場合も即座に処断する②。また言うには、某と某はともに、人を「謀殺」したが、某は主謀者であるので律では斬罪とし、某は従犯として手伝った者であるので、律では絞罪とする。某は手伝わなかったので、律では杖一百、流三千里とする③。また言うには、某は「故殺」を犯した者であり、律では斬罪とする④。また言うには、某は「鬪毆殺人」を犯した者であり、律では絞罪とする⑤。また言うには、某と某と某は、共謀して人を「鬪毆」し、「因って死を致し、致命傷を以て最も重んじ」、某は「手を下せし者」という律に依り、絞罪とする。某は、もとの共謀者で、律では「杖一百、流三千里とし、某は「余人」であり、律では各々杖一百とする⑥。また言うには、某は「戯れに因りて人を殺し」、「鬪殺を以て論じ」、「手足・他物・金刃を問わず」という律に依り、絞罪とする⑦。また言うには、某は「鬪に因って傍人を誤殺し、「鬪殺を以て論じ」、「手足・他物・金刃を問わず」、律では絞罪とする、とあるに依る⑧。また言う、某は、人を「謀殺」あるいは「故殺」するに因り、誤って人を殺傷せし者であり、「故殺」を以て〔罪を論ず〕という律に依り、斬罪とする⑨。また言うには、某は過失によって人を殺した者であり、「鬪殺人（傷）の〔罪〕に准じて論ず」という律に依り、絞罪として、「律によって收贖せしむ」⑩。

#### 【注釈】

①「因而得財～」：「明律」刑律・人命「謀殺人」に「若因而得財者、同強盜、不分首從論、皆斬」とある。また同刑律・賊盜「強盜」に「凡強盜已行、…但得財者、不分首從、皆斬」とある。本文ではこれら二条をつなぎ合わせている。

②「俱決不待時」：『国字解』所掲「問刑条例」刑律・賊盜「強盜條附」に、「一、強盜殺人、放火烧人房屋、姦汚人妻女、打劫牢獄倉庫、及干係城池衙門、并積至百人以上、不分曾否得財、俱炤得財律斬、

隨即奏請、審決梟示、…」とあるように、速やかな処断を求めている。

- ③「謀殺人命～」：「明律」刑律・人命「謀殺人」に、「凡謀殺人、造意者、斬。從而加功者、絞。不加功者、杖一百、流三千里」とある。
- ④「故殺者～」：「明律」刑律・人命「鬪毆及故殺人」に「故殺者、斬」とある。
- ⑤「鬪毆殺人者～」：同前に「凡鬪毆殺人者、不問手足・他物・金刃、並絞」とある。
- ⑥「同謀鬪毆人～」：同前に「若同謀共毆人、因而致死者、以致命傷為重、下手者、絞。元謀者、杖一百、流三千里。餘人各杖一百」とある。
- ⑦「因戲而殺人～」：「明律」刑律・人命「戲殺誤殺過失殺傷人」に、「凡因戲而殺傷人、及因鬪毆而誤殺傷傍人者、各以鬪殺傷論」とある。
- ⑧「因鬪而誤殺傍人～」：同前。
- ⑨「因謀殺或故殺人～」：同前に「戲殺誤殺過失殺傷人」に、「其謀殺故殺人、而誤殺傍人者、以故殺論」とある。
- ⑩「過失殺人者～」：同前「戲殺誤殺過失殺傷人」に、「若過失殺傷人者、各准鬪殺傷罪、依律收贖、給付其家」とある。

#### [4 - 3] 【原文】

自謀・故以下、該斬・絞、俱秋後處決。其餘凡人・親屬有犯、六律稱以准與鬪毆傷論者、亦倣此。如五七人共招、律雖各別、而罪相等者、併擬之。如贓價相同者、亦併言之。議間有遷徒（徙）之律、乃折中之法、五刑之餘緒。或加以誣告、議與常律不同。及誣輕為重、或輕實重虞、與故出入人罪、增輕作重、或減重作輕者、徒・流兩刑。雖皆折杖、用法不侔。三者律之難事、初學之士、誠易曉。因取決語、以賦之於篇。

或有未盡。如充軍・總徒等項者、須留置大誥下、有・無力之後發落、似前云耳。引大誥、乃太祖高皇帝御製、昭示天下凡七十四條、開載率皆問過罪人事跡。蓋欲後人懼法尚善意也。按章末云、一切軍民人等、戶戶有此一本。若犯笞・杖・徒・流罪名、每減一等。誣（無）者每加一等。乘（乘）法者至今不廢。故必稱有減等、亦由重至輕。其中有死刑者、不敢概言減等。既後、將犯罪自首・容隱・免科・老小・篤疾等項之人、置於此也。

再叙、各犯名色、某係官吏・軍職・生員・監生・承差・知印・陰陽・樂舞・天文生、或舍人・舍餘・軍人・軍餘・民・匠・竈・婦人・姦婦・僧道・工樂・樂戶・厨役・勇士・力士之類、以便發落。

#### 【現代語訳】

謀殺・故殺以下、斬罪・絞罪に当たるものは、いずれも秋審のあとに処断する①。それ以外の一般人や親族が罪を犯し、六律に「鬪毆傷に准じて〔罪を〕論ず」と称される場合②も、これにならう。五～七人がともに自白し、律では各々別〔の条文に当てべき〕ではあるが、罪は相等しいという場合は、これらをあわせて罪にあてる。不正に取得した財物の価値が同じ場合も、またあわせて罪を論じる。罪を議論する際、「遷徒」の律③があるときは、これ



は〔罪の重さを適当にするための〕折中の法であり、五刑の副次的なものである。あるいは誣告罪を加える場合、〔罪を〕議論する〔根拠〕は、通常の律と同じではない。また〔罪の〕軽い者を偽って〔罪を〕重いとしたり④、あるいは〔罪の〕軽いものは事実を告げ、重いものは虚偽の自白をすること⑤、および「故出入人罪」⑥の、軽い罪を増やして重い罪にし、あるいは重い罪を減らして軽い罪にする場合は、徒刑と流刑の二つの刑がある。いずれも杖罪に読み替えるとはいえず⑦、法の用い方は同じではない。この三者が律の難事であることは、初学の士であってもまことに分かりやすいことであろう。よって議罪の決語を取り上げて〔後に〕記しておく。

あるいはまだ述べ尽くしていないことがある。充軍・総徒⑧にあたる犯罪については、必ずや『御製大誥』の下に保留し、財力の有無⑨を〔審理した〕あとに落着させるべきであることは前述の通りである。『御製大誥』を引用する場合、『御製大誥』は〕太祖高皇帝が御製されたものであり、天下に明示されたことはおよそ七四条、書かれていることはいずれも罪人を審理した事跡である。思うに後世の人に法を恐れ善を尊ばせたいとの意思である。その章末に次のようにいう。「全ての軍民人等は、戸ごとに『御製大誥』一冊を保有せよ。〔保有している者については〕もしも笞・杖・徒・流の罪を犯したとしても、その度に罪一等を減ぜよ。保有していなかった者は、その度に罪一等を加えよ」と⑩。法を司る官僚はいまに至るまでこれを引き継いでいる。ゆえに刑の「減等あり」と称し、また「重い〔罪〕から軽い〔罪〕になる」と称する。そのなかに死刑の者があれば、あえておおまかに減等するとは言わない。〔議罪が終わった〕後に、罪を犯して自首した者⑪、〔親族同士で〕かばい立てした者⑫、科罪を免じられた者、老小である者、もしくはひどい病である者⑬などの条件に該当する人を、ここ（＝減等する規定）に置くのである。

再度述べると、各犯人の属性の名目については、某が官吏・軍職・生員・監生・承差・知印、陰陽生⑭・楽舞生⑮・天文生⑯、あるいは舎人・舎餘⑰・軍人・軍餘⑱・民戸・匠戸・竈戸・婦人⑲・姦婦・僧道・工樂・樂戸⑳・厨役㉑・勇士・力士㉒の類であるとし、刑罰執行後の処置をおこなう際の便宜をはかる。

#### 【注釈】

①「秋後處決」：『国字解』15「又、即決と秋後決と云ことありて、さっそくに首をはぬるを即決と云、秋後まで禁獄させ置て秋後になりて殺すを秋後決と云。秋後決は、赦にあへば死罪一等宥めらるることもあるによりて、罪の少し軽きを秋後決にするなり。死罪のものをため置て、秋後に至て殺ことは、古は賞罰ともに天の時に従ふことゆへ、月令にも春夏には刑殺を行はず、秋冬に行ことあるゆへ、後世も其掟にしたがひて如此するなり」。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）25頁に、「死刑は「立決」と「監候」の二種に別れる」「立決であればただちに執行せられる。すなわち、皇帝が立決を裁可すれば、その裁可は判決たと同時に執行命令たる意味を持つ。監候は、改めて執行命令の下されるまで監禁せられる。この執行命令は個々の事案ごとに随時に下されるのでなしに、年に一度、冬至前にまとめて発せられる。そしてそれに先立ち、各事案について、当該年度において

執行することを可とするか否かの慎重な審査が行われる。この審査手続を朝審（刑部に監禁されある囚人について）・秋審（外省に監禁されある囚人について）という」とある。

- ②「六律稱以准與鬪毆傷論者」：「以准與」は「以〜」「准〜」「與〜」を合体させた表現であろう。たとえば前項注⑨に掲げた「明律」刑律・人命の「戲殺誤殺過失殺傷人」には「以鬪殺傷論」や「准鬪殺傷罪」「准鬪毆殺傷人論」という表現がある。また『国字解』110に「律に与同罪とあるは、死罪と刺字を除て外は同罪なり。…如此、与同罪とあるには色々差別あり。又准ずと云と、以と云に差別あり。准ずと云は、与同罪と同じ。以と云は、故縦謀反逆叛、与同罪と同じ」とある。『訳義』130「与同罪とあるは、外の罪人と同じやうに、罪に行ふを云。笞杖徒流ハ同じふすれども、死罪に至ってハ其者とおなじくハせず、一等を減じて坐するなり」。
- ③「遷徙」：『国字解』462「千里を遷徙と云、二千里より流罪なり。故に遷徙は流罪の減半と見る。流罪を徒罪にあつるとき、三流共に徒四年に准ずるゆへ、遷徙は徒二年にあたるなり」。『訳義』58「此は五刑の外にして、流罪よりハかろく、徒罪よりハ重し。千里の外へつかはし、一生かへる事をゆるさず。また、『梅原近世』下325は、遷徙を「郷土を遷離すること一千里の外」「本籍郷里を離れること一千里、杖一百を附加、徒二年に準じる」との説明を付し、注に「遷徙は本来は五刑のカテゴリーに入らず、従つてここでも准徒二年の注が加えられる」とある。
- ④「誣輕為重」：『国事解』443「又事一いろを申さんに、杖六十の罪を杖一百に言出るは、是誣輕為重と云ものなり」。
- ⑤「輕實重虛」：同前「…その内にて杖六十の罪はまことにて、杖一百の罪はいつわりなるは、輕事告實、重事招虛と云ものなり」。
- ⑥「故出入人罪」：『国字解』68「にくしと思ふ人をば、とがなきに罪をかくるを故入人罪と云、ひいきなるものをば、とがあるを罪なきにしなすを、故出入人罪と云」。『訳義』552「故（ワザ）と人を罪に入、又罪ある者をゆるす類をいふ」。
- ⑦以上の記述は「明律」刑律・訴訟の「誣告」の規定に基づいている。「若告二事以上、輕事告實、重事招虛、或告一事、誣輕為重者、皆反坐所剩、若已論決、全抵剩罪、未論決、笞杖收贖、徒流止杖一百、余罪亦聽收贖」。
- ⑧「總徒」：『梅原近世』下325には、「五刑の他に、「例」によつて一年を減らす総徒四年と、斬・絞・雜犯死罪の等を減らされた准徒五年がある」とある。また同書は「總徒四年」に「明律」20条、名例、徒流人又犯罪の「若犯徒者、依所犯杖數、該徒年限、決訖応役、亦總不得過四年」とある一文を挙げ、「その注に、先に徒三年の刑を科せられ、一年徒役に従い、そこで徒三年の罪を重ねた場合、杖一百・徒一年に処し、総計で徒四年を超えないと説明される」との注を付している。総計で規定年数を超過しないように徒刑に処すことを「總徒」と称するのであろう。また同書は「遇例減一年は、万曆『問刑條例』第七五條の條文を指すか」とも述べている。『中法』「明律關於犯徒罪人在服刑期間又犯徒罪、要依律再科後犯之罪、但依照後犯徒罪決杖後、服役年限前後共不得超過四年、叫總徒、比如先徒三年、已役一年、後又犯徒三年、只加杖一百、加徒一年、不能加徒三年」。

- ⑨「有・無力」：『国字解』557「しんだいのよきを有力と云、しんだいのならぬを無力と云」。『訳義』59は「審有力者」について、「身上の、過代に金銀を出す事のなるもの」とし、「無力とは勝手不如意にして、過代を出すちからなきをいふ」とする。後掲[4-4]注①も参照。
- ⑩「一切軍民人等～」：明太祖『御製大誥』「頒行大誥第七十四」には、「朕出是誥、昭示禍福、一切官民諸色人等、戸戸有此一本。若犯笞・杖・徒・流罪名、每減一等、無者每加一等。所在臣民、熟觀為戒」とある。
- ⑪「自首」：「明律」名例律「犯罪自首」に「凡犯罪未發而自首者、免其罪、猶徵正贓」とある。
- ⑫「容隱」：「明律」名例律「親屬相為容隱」に「凡同居、若大功以上親、及外祖父母、外孫妻之父母、女婿若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟妻、有罪相為容隱、奴婢雇工人為家長隱者、皆勿論」とある。
- ⑬「篤疾」：「明律」名例律「老小廢疾收贖」に「凡年七十以上、十五以下及廢疾、犯流罪以下、收贖八十以上、十歲以下及篤疾、犯殺人宥死者、議擬奏聞、取自上裁。盜及傷人者、亦收贖」とある。
- ⑭「陰陽（生）」：『国字解』584「陰陽生と云は、日取方角を択むものを陰陽師とす、其道を習覚へたるを陰陽生と云。在外の陰陽人は、卜筮を生理として卦肆を開く、うらなひ店を出すことなり。在外の州県にて漏剋をも主らしむ。故に雜字に、漏刻を主るものを云と云へども、それに限りたることには非るなり」。『梅畑近世』下367「陰陽生は州県など地方官署で認可した、漏刻・ト占などを主職とする人たち。陰陽師の徒弟」。
- ⑮「樂舞（生）」：『国字解』584「樂舞生は、樂の舞人なり」。
- ⑯「天文生」：『国字解』75「欽天監天文生と云は、欽天監は天文を主る官府なり、天文生とは天文を学ぶ学生なり」。
- ⑰「舍人・舍餘」：『国字解』556「舍餘とは、明朝の制に文官は一代ぎりなり。軍官は開国靖難の功臣の子孫なるゆへ、太祖の時の軍功を開国と云、成祖の時の軍功を靖難と云。大功の人は皆公侯伯の爵となりて子孫相續す。其次たるは都指揮使・千戸・百戸等の武官となる。二代目三代目より、段々に官を一等づつ降れども、兎角、代々軍官となる。これを世襲と云なり。代々相續す。是武官なり。其長子のいまだ部屋栖にて居るを舍人と云。二男三男を舍餘と云。民の餘丁の意なり」。『訳義』87「舍人〈軍官の惣領〉、舍餘〈同人の末子〉」。また川越泰博「明代衛所の舍人について——「衛選簿」の分析を通して——」（『中央大学文学部紀要 史学部』三一、一九八六年）によれば、世襲武官の後継者を舍人と称するのであり、必ずしも長男のみを指したわけではないようである。一方『梅原近世』下367は「舍餘は世襲軍官の子弟。長子を舍人、次子以下を餘丁と呼ぶ。普通には舍人のほかの軍丁の意」とする。
- ⑱「軍餘」：『国字解』751「軍餘は、正軍にてはなく、正軍の戸内の餘丁なり。正軍は操練をも役にすることなるゆへ、正軍を召使ことはならず、軍餘の内りこうなるもの一人を書辦の為に召使ことなり」。『訳義』364「軍人の余丁なり。軍人の惣領の外の子を云」。なお『中国歴史大辞典 明史卷』（上海辞書出版社、一九九五年）232頁、「餘丁」（朱耀廷執筆部分）には、「又称軍餘・家丁。明衛所軍士家属中成年男丁。以三人佐辺軍一人。正軍死亡或老疾、即由其補伍。内地又称幫丁」とある。
- ⑲「婦人」：女性のことであるが、『国字解』74に「女のさばき又別なり」とあるように、量刑は女性と男性とでは異なるため、ここで別扱いされているようである。
- ⑳「工樂・樂戸」：『国字解』74「工樂戸とは、工匠戸・樂戸なり。工匠戸とは、諸細工人なり。是は農民とはかわり、田地なくて渡世するものなるゆへ、戸籍にも工匠戸とて別にわけて置なり。樂戸と云は、樂人なり。是も平民とは別にて種類分かれてあるものなり。但し日本の樂人のごときものには非ず。たとへばかわらものなどのやうなるものなり。このるいは皆芸能を以て身を立るものにて、たれ

たれもなるわざ非るゆへ、流罪などにはせぬことなり。此外、天文者なども此列なり」。『用語解』344r「賤民の一種。罪人の妻子を官に没収して楽戸にすることは、すでに北魏に見えている。…明では、永樂帝が建文帝側に就いた高位高官の妻子を賤民として楽籍に入れて以来、明末まで権力闘争に敗れたものの妻子は同じ運命に陥った。…」。

- ②「厨役」：『国字解』571に「厨役は、厨下の役夫なり」とあるほか、同616には太常寺の厨役が笞杖の罪に当てられた場合は納鈔とされることについて、「厨役は、だいどころのはたらき男なり。太常寺の厨役は、宗廟の御供をこしらゆるゆへ、笞杖せぬなり」と述べ、「厨役は料理人なれば、常の人のならぬわざなるゆへ如此」と解説する。『訳義』65・105「台所役人」。
- ②「勇士・力士」：『国字解』611「守衛軍とは、皇城の門番なり。將軍校尉・勇士・力士は、宿衛軍兵の内の役の名なり」。『訳義』87「勇士〈天子の馬を飼ふもの也〉、力士〈天子の行幸の際、附そひて指つかはるる者〉」。

#### [4-4]【原文】

各審例、審先有力、次稍有力、再次無力。如官吏等項、該還職役者、與命婦・強竊・搶奪・掏摸・犯姦・立功・軍職・口外為民者、不必混衆、稱有・無力。若官吏已經罷職役者、亦得隨衆審也。其有力者、在京稱運灰、在外稱納米、婦人納鈔、各贖罪。軍職犯雜犯、該立功者、發邊方立功、五年滿日還職、帶俸差操、不許管軍・管事。充軍者免其徒・杖、在京送兵部定發（撥）、在外招申知會。口外為民者亦免杖・徒、解送戸部編發。

#### 【現代語訳】

各所の審理の条例にあつては、審理において〔財産をもつ〕「有力」者を優先し、次に〔いくらかの財産をもつ〕「稍有力」者、その次に〔財産をもたない〕「無力」者の順とする①。官・吏などの所属で、もとの職役に返る者と②、命婦③・強窃盗・スリ・犯姦・立功④・軍職・長城外に送って民となす者⑤とは必ずしも民衆と一緒にせず、「有力」か「無力」かを区別する。官吏であってもすでに職役を罷めさせられている者の場合は、民衆と同様に審理することができる。「有力」者については、在京（＝みやこ）の者の場合は「運灰⑥」と称し、在外（＝地方）の者であれば「納米⑦」と称し、婦人であれば「納鈔⑧」と称するのであり、いずれも贖罪である。軍職の者が雑犯⑨を犯した場合、「立功」と判決された者は辺境〔の衛所〕に発して軍功を立てさせることとする。五年後の〔刑期が〕満期となった日にもとの軍職に戻させて〔その軍職の分の〕俸禄のみを帯びさせて軍兵同様に演習、訓練させる⑩が、指導的立場に立つ⑪ことは許さない。充軍⑫と判決された者は徒刑・杖刑を免除する。在京の者であれば兵部に送って〔充軍とする衛所を〕指定して送り出し⑬、在外の者であれば招状を添えて〔兵部に〕知らせる⑭。長城外に送り民となす〔と判決された〕者もまた杖刑・徒刑を免除し、戸部に護送し、〔戸部は〕民戸の戸籍に編入して送り出す⑮。

#### 【注釈】

- ①「有力」「稍有力」「無力」：前掲[4-3]【注釈】⑨参照。さらに『明史』卷九三刑法志一に贖罪の法が記されており、贖罪の場合の財産による区別に触れられている。『梅原近世』下357は「有力」を「ざいりよくあり」とし、「稍有力」を「ややざいりよくあり」とする。ちなみに『福恵全書』卷一二「釋笞杖徒流…」の項に以下のような解説が載せられている。「家貧不足以入鍰、謂之無力、凡擬得罪狀、依律決配笞杖則受責、今每笞杖二十、折責一板、不用荊条、徒流按年里起發、民擺站、軍瞭哨、／家道略饒于無力者、謂之稍有力、准納工価、每応做工贖罪、一月折銀二錢、…／饒裕之家、謂之有力、

照例贖罪、折銀上庫、如管一十、贖銀二錢五分、米則五斗、穀一石、…」。

- ②「還職役者」：『国字解』563「還職着役とは、牢より出してもとの役に返へすなり。還職は軍官にかかる詞なり、着役は軍吏軍人へかかる詞なり」。他方、同書559では官吏が処罰される場合の規定を解説している。「例該革去職役とは、官にても吏にても罪を犯して、其罪のしなによりて、其役を奪て刑に申付たることあり。庶人になして置て、其上にて刑する道理なり。これを革去職役と云。このこと条例に処々に定あり。故に例にをいてと云。官人の役義を職と云、吏のを役と云。是定まりたる名目なり。官吏人等の等字に、挙人より舎人までこもるなり。舎餘総小旗軍民等、審無力者とは、これは上に此輩の有力なるをば贖罪に申付くるとあり、無力なれば下の通りに申付くるとあり。官吏人等は重き人なるゆへ、職役を取上るほどのことに非れば、下の通りには申付ぬなり」。
- ③「命婦」：『国字解』562「命婦と云は、官人の母妻は夫の位階に隨て誥勅を賜はり封号あり。一品・二品は夫人、三品は淑人、四品は恭人、五品は宜人、六品は安人、七品は孺人なり。是を命婦と云」。
- ④「立功」：『国字解』565「軍官の人罪を犯たるを辺塞へ遣して、軍功を立させて罪を償しむるなり」。
- ⑤「口外為民」：『国字解』597「口外とは、長城の外なり。長城に關あり、居庸關・山海關のるいなり。其間々に口と云ものあり、關の小さきものなり。喜峰口・冷峪口のるいなり。されば關外とも云べけれども、關と云名は内郡にもあるなり。口と云名は長城に限りたることなるゆへ、まぎれぬ為に口外とは云なり。口外は皆衛所にて、衛所には軍のみありて民はなし。是を辺衛と云。但居庸關の外に隆慶州・延安州、山海關の外に安樂州・自在州あり。発口外為民ときは、此四州に遣すことなり」。
- ⑥「運灰」：『国字解』559「石灰を運ぶなり」「是等は普請等、又は禁中にて日々入用のものなるゆへ、是をはこぶ日用錢を出すなり」。『梅原近世』下363「運灰は石灰納入の名目。石灰は種々の建築のための必需品」。
- ⑦「納米」：『国字解』559「名山蔵と云書には、罪囚の食する米を出すと云へり。されどもそればかりに限らず、辺塞等其外入用の米を過怠に出さすること、会典に見えたり」「是皆過料なり」。
- ⑧「納鈔」：『梅原近世』下361は『明史』卷九三、刑法一の訳として「婦人が徒・流の罪を犯した場合、成化八（一四七二）年定められた「例」では、姦・盜・不孝と娼妓を除き、もし審かに「有力」であれば、実刑の杖もまた宝鈔を納入して贖罪できた——「例」では杖十ごとに、銀一錢の換算率とする。杖一百、銀一兩換算でとどめる——」としており、納鈔を宝鈔で罪を贖うことだとする。成化八（一四七二）年の例は『憲宗実録』卷一〇二に見えるという。
- ⑨「雜犯」：『国字解』498は、「明律」の「何れの篇へも入れがたきことを聚めて、一類して雜犯と名づけたり」とあるのを雜犯とする。その内容は「明律」刑律・雜犯を参照。
- ⑩「帶俸差操」：『国字解』589「帶俸差操とは、官職をば革去して、俸祿はそのままにして置を、帶俸と云。軍職はみな功臣の子孫なるゆへ如此。差操と云は、軍兵と同く軍法のならしをさすることなり。操は、操練とも連属す」「軍職はみな軍人の頭にて、軍人を預りて居れども、帶俸差操は、軍人なみになりて支配することはならぬなり」。『訳義』351「差ハ、さしつかふて役をつとめさするなり。操ハ、練操とて、ねりたつる事なり。馬にのらせ、弓を射させ、鎗をつかはせ、其外、軍法をたんれんする事をならはすをいふ」。
- ⑪「管軍・管事」：『国字解』589「管軍は、軍人の支配をすることなり」「管事は、軍人を支配せねども、それぞれの司る役義あるを云」。『小畑訓訳』「しはいにん。かかり」。
- ⑫「充軍」：『国字解』589「充軍は直に軍人へをしさげられたるなり。これは俸をも削るなり」。
- ⑬「定發（撥）」：『国字解』633「衛を定めて申付ることなり」。
- ⑭「知會」：『国字解』102「如此行たると云ことを知らするなり」。同書612「如此申付たると云ことを知

らするなり」。同書 633「しらするなり」。

- ⑮「解送」「編發」：『国字解』633「解送戸部編發とは口外に民と為る罪にあたる人をば、戸部へ直にその人を送なり。解送は、をくるなり」「編發とは、民の戸籍に編載をきて、其罪人を口外に発遣するなり」。

#### [4 - 5] 【原文】

其無力該徒者、■（在）京不拘軍民人等免杖、俱送工部做工。在外決訖所犯杖数、民發驛遞擺站、軍發墩臺哨瞭。竈調場煎塩、另項結課。工匠・樂戸各從本色發落、與併罪總徒、以充後数者、一體發落、笞杖的決。婦人犯姦、去衣受刑。内使有犯、招行司礼監、徑自發落。文武官例、該降調者、起送吏・兵二部施行。其間有縁坐入官、賠償贓物、餘罪收贖之数、罷職革役。從夫嫁賣、願留離異、給親完娶。刺字等項者、各盡本法、以盡追断遺意。而数目又歸照出云焉。

#### 【現代語訳】

その「無力」〔と認定された〕者が徒刑とされた場合は、在京の者であれば軍戸・民戸であるかを問わず杖罪を免じ、いずれも工部に送って工役をさせる①。在外の者であれば所定の杖刑を与えおわってから、民戸であれば驛遞②に送って擺站③とし、軍戸であれば墩台に送って見張り番④とする。竈戸であれば、塩場に送って煎塩⑤させ、割り当て分とは別に塩を納めさせて決算する⑥。工匠戸・樂戸の、それぞれ本来の戸籍に戻す処置⑦を下された者、および〔前後の〕罪を合わせて「総徒」として刑の上限を決められ、それによってあとの罪の量刑に充てられた者は⑧一律に処置し、笞刑・杖刑はその通りに執行する⑨。女性が姦通罪を犯した場合は、裸にして刑罰を受けさせる⑩。宦官が罪を犯した場合は、司礼監に招状を送り、〔司礼監は〕すぐに⑪処分する。文武官の条例で降格に当たる者は、吏部・兵部の二部に身柄を送って処分する。そのなかに、連座して「入官」の処分を受けたり⑫、不正取得の財物を賠償したり、「余罪⑬」を金銭で贖った者がいれば、職役を剥奪する。〔不貞の妻は〕夫の意思に従って、よそに嫁に出すなり、売りはらうなりの処置を許すが⑭、離縁しないことを願うならば、〔妻の身柄を〕親もとに渡して婚姻関係を全うさせる。刺字（＝入れ墨）⑮などの項目は、それぞれ本法の通りに行つて再度の判決に込められた意志を尽くす。〔以上に関連する〕数項目はさらに〔次に掲げる〕「照出」⑯の項にまとめるとぞいう。

#### 【注釈】

- ①「做工」：『国字解』13の徒刑を解説した部分に、「刑罪は、在京にては官府にとらへ置て、做工とて人足にして使ふ」とあり、同書 559の「笞杖罪的決、徒流雜犯死罪、各做工擺站哨瞭」を説明した部分に「做工は日用とりのするわざをするなり。日用とりのことを俗語に做工度日と云。これは過怠なれば賃銭なしにさするなり。工部に送りてさするなり」とある。『訳義』59「犯人（トガニン）を作事の事につかふをいふ。炭灰をはこぶことも、そのうちにあり」。『梅原近世』下 358「做工は仕事をするというのが普通の意味だが、贖の場合には工部などで日雇工事の人夫仕事をする名目」。
- ②「驛遞」：『国字解』580「驛遞は、驛は伝馬所、遞は遞運所とて、荷物をつなぐ所なり」。『公文書』「馬匹によって官文書又は官物を遞送し、兼ねて公差官役の往来を護送すること。兵部の所管に属す」。『用語解』245 r「遞運所」：明代における官用の物資の運搬に当たる機関。水陸共に設けられ、紅船や大車・小車を用いて輸送を行った」。
- ③「擺站」：『国字解』13の徒刑を解説した部分に、「民なれば擺站とて遞運所の車船を引する」とあり、同書 560に「擺站は、遞運所に送て車を推させ船をひかするなり」とある。『訳義』59「宿次の伝馬人足にするなり」。『梅原近世』下 367「擺はならべる、しつらえるという方向の字で、南宋の遞鋪用語と

してあらわれ、明清時代にもよく使われる。駅舎の雑務労役、これは民人が充当される」。

- ④「墩台」「哨瞭」：『国字解』560「哨瞭は、俗語には哨科ともかく。雑字に、上燥下遼、去声とある。哨は哨堡とて、人数を屯して盗を防ぐ処なり。是辺塞の墩台にやりて番をさするなり。墩は烽墩とて、のろしを上る処なり。台は敵台とて、やぐら台のようになるものにて、夷狄の界にあり、敵の動静を伺ふ処なり。「民をば擺站させ、軍をば哨瞭さす、皆徒罪なり」。『梅原近世』下367「哨瞭は辺塞の堡墩烽台で哨戒任務につく労役。これは軍戸の贖罪として扱われる」。
- ⑤「煎鹽」：『国字解』560「煎塩は、塩場へ遣はして塩をやかするなり」。
- ⑥「另項結課」：『国字解』120「課は運上のことなり。塩場・鉄冶には定りたる運上あり、是を本等課と云。徒罪人のやきたる塩、炒たる鉄は、定たる運上の外にすると云ことなり。另は別なり。項は様なり、しなと云意なり。別のしなにして運上金を決算すると云ことなり」。
- ⑦「従本色」：『国字解』65「本色とはもとのしななり。軍より出でて官人となり僧道となりたるものなればもとの軍にし、民より出たるをば民にし、匠戸・竈戸はもとの匠にし竈にすることを、従本色と云」。
- ⑧「後數」：「明律」名例律・五刑「二罪俱發以重論」にある「通計前罪、以充後數」の語に対して、「謂如二次犯窃盜、一次先發、計贓一十貫、已杖七十。一次後發、計贓四十貫、該杖一百、合貼杖三十」との説明を付している。前後に犯した同種の罪を一つ一つ裁くのではなく、二つの罪を合計して律の規定する刑罰に充てることをいうようである。
- ⑨「的決」：『国字解』556「笞・杖・徒・流・死の五つともに、各それぞれの当る刑を、本法の通りに直に行ふを、的決と云」。
- ⑩「去衣」：『国字解』564「女の杖罪は皆単衣をきせて杖てども、姦婦は廉恥なきものゆへ、恥を与ゆべき為、裸にして杖つなり」。
- ⑪「徑自」：『訓読』「タダチニ、チョクセツ」。
- ⑫「縁坐入官」：「入官」にはいくつかの用例がある。たとえば、『国字解』92「贓物を官へ上ることなり」、同書239「けっしょになるなり」、同書544「官に入れて奴とすることなり」などである。ここでは文意に沿って適宜解釈する。
- ⑬「餘罪收贖」：『国字解』73「餘罪と云は、杖一百にて徒・流罪をひきをして、其あまりの分をば贖を出すと云ことなり。たとへば、徒一年にあたる罪人は贖鈔十二貫なり、杖一百は六貫なり。今杖一百は已に決したれば、其あまり六貫の贖を出さするなり。徒二年にあたるなれば、鈔十八貫を杖百の分六貫ひきてあまり十二貫を出す、是を餘罪と云なり。止杖一百と云ことは、罪に罪を累ねていかほどにあたらんとも、杖一百より上はたたかぬことなり。是律の通法なるがゆへなり」。
- ⑭「従夫嫁賣」：『国字解』210「従夫嫁売とは、そのかけをちしたる妻を、夫が外へ嫁するとも又外へ売んとも、夫しだいにすることなり」。なお、これ以下の三句は前後との関連がわからない。前出の「婦人犯姦、去衣受刑」とつながる錯簡であろうか。
- ⑮「刺字」：徳永洋介「景迹と警跡——宋元時代の治安措置——」（『東方学』一二一、二〇一一年）1頁には、「明律ではなべて盗罪を犯せばそれぞれの罪名と初犯・再犯の別を左右の臂に入墨するのが通例」であったとする。
- ⑯「照出」：『小畑訓訳』「つみをしらべかきだしたところ。ひきあひだす」。『公文書』「①犯罪に関係した事物（屍体・贓物・証拠など）をどう処理するかということと意見をこの語の後に示す。「餘無再照」で結ばれる」「②罪を書き出すこと。引き合い出す」。

發落各様。如減盡無科、或家人共犯免科、以至餘罪、稱免罪勿論。無罪稱供明、充軍者稱發遣、徒罪者稱發配。文官并吏犯罪者、稱復職役、軍職稱遠職。知印・承差充吏、或犯姦犯賊、及私罪杖以上、與一應行止有虧者、并軍職姦・盜者、俱稱罷職・革職役為民。若監生・生員不革衣巾者、稱肄業。僧・道犯公罪、稱為僧為道焚經、但經決斷、稱還俗。凡該刺字者、稱充警、該離異者、稱歸宗、其庶民、稱寧家。軍着伍、在官當差者、若卑幼與尊長共犯、及婦人與屯軍・軍丁之類、稱隨住。有參參者、稱參照〈云々〉。

縁某係八議人数、某係比附律條、某係軍職、論功定議、某係在外五品以上文職、某係京官、某係命婦、某係重刑、合請旨、若係在外者、則稱未敢擅便、以候上裁、請旨重刑、傳詳待報、會審處決。

### 【現代語訳】

刑罰執行後の処置は各様である。たとえば全て〔の犯罪を〕減刑しておとがめなしとし、あるいは家人の共犯であるけれども科罪を免じる場合、また結局「余罪（＝収贖）」になった場合は、「免罪」と称して罪は論じない。無罪であれば「供明（＝供述済み）」と称し、充軍とした場合は「發遣」①といい、徒罪とした場合は「發配」②という。文官と吏が罪を犯して〔処分が終わった〕場合は「復職・復役」と称し、軍職であれば「遠職③」と称する。知印・承差が〔降格されて〕吏にあてられ、あるいは姦通罪や賊罪を犯したり、私罪を犯して杖以上を科された場合、およびあらゆる④素行に問題がある者、ならびに軍職にありながら姦通罪や賊罪を犯した者は、いずれも「罷職・革職役⑤」と称して民戸とする。監生・生員が身分を剥奪されなかった⑥場合は、「肄業」（＝学校で修学させること）という。僧侶・道士が公罪⑦を犯した場合は、僧侶であり道士でありながら焚経したというが、杖罪に処せられた場合⑧は「還俗」と称する。およそ刺字（＝入れ墨）とされた者は「充警⑨」と称し、離縁された者は「歸宗」⑩と称し、庶民であれば「寧家」と称する。軍隊に編入されている者⑪、役所にいて差役に当てられている者⑫、もしくは卑幼の者が尊長の者と共犯した場合、また婦人および屯田軍の軍丁の類の場合は「隨住⑬」と称する。参参（？）がある者は「参照」と称する。云々。

某は「八議」の人物である、某は律条を比附して適用した⑭人物である、某は軍職であり〔代々の〕功績を論じて罪を議論すべき人物である、某は在外⑮の五品以上の文職である、某は京官である、某は命婦である、某は重刑と〔判決を出〕されたため、皇帝の旨を奏請すべき人物である、もしくは在外官である、〔などの場合は〕「いまだ勝手に処理せず、皇帝のお裁きを待つ」と称する。皇帝の旨を奏請すべき重刑は、詳文⑯を〔上級に〕伝送して通知を待ち、会審（＝合同審理）⑰して処断する。

### 【注釈】

- ①「發遣」：『中法』「清代將罪犯往边疆給駐防官兵当奴隸或種地的刑罰、類似充軍、但比充軍重」。
- ②「發配」：前掲 [1-4] 【注釈】⑦参照。
- ③「遠職」：『公文書』「遠くから派遣されてきた官吏」。なお『六部成語註解』刑部成語の「遠戍難寬」は「遠方戍守、即充軍也」とし、同じく「辺遠充戍」は「發遣辺方遠地、充為戍守之卒也」とする。
- ④「一應」：『訓読』「一サイノ、一パンノ」。
- ⑤「職役」：『国字解』24「官人の役義を職と云、吏の役義を役と云。これ定りたる詞なり」。
- ⑥「革衣巾」：『国字解』642「革するとは、全く官職を奪はるるなり」。
- ⑦「公罪」：『国字解』41「公罪と云は、公辺の事の上にて、帳面のつけをとし、印の押落し、回状のふ



れそこなひなど、心づかず油断し、或はとりはづし、しぞこなひ、間ちがひのるい、皆公罪なり。私罪と云は、心よりなしたる罪なり」。なお、専門的研究として楊玉明『明代公罪制度研究』（法律出版者、二〇一四年）がある。

- ⑧「決斷」：『国字解』518「杖罪に申付ることなり」。
- ⑨「充警」：『国字解』615「充警とは、警迹にすることなり。警迹は、めあかしなり」。『六部成語註解』刑部成語「罪充巡警之役也」。「警迹」については、前出の徳永洋介「景迹と警跡—宋元時代の治安措置—」1～2頁は、『明律集解附例』に依拠しながら「警跡とは盗みの前科がある者を同類の盗犯の捜査や犯人逮捕に使役したことにもとづく用語」と述べ、「明代の警跡は官憲が刑餘の人を一般の良民と区別しながら監視するために律が定めたしくみというだけではなく、過去の犯罪経験を生かして他の盗犯の探索・捕縛にあたる役割をも担っていた」と解説している。
- ⑩「歸宗」：『国字解』175「本家へかへることなり」、同書425「親もとへ返すことなり」。
- ⑪「着伍」：『国字解』841「先の衛へゆきて、存恤三箇月過て、軍伍に編入られたるを云なり」。
- ⑫「當差」：『国字解』64「差は差役なり。民のつとむるぶやくなり。當するとは其ぶやくを勤るわりに入るることなり」。
- ⑬「随住」：『国字解』634「罪人と一処に先きの衛所並びに口外に住居さするなり」。
- ⑭「比附」：『国字解』115「引律比附とは、律の本文になきときは、律意を以て律の文の似よりたるを引て合はするを比附と云。もとよりとくとあわぬゆへ、或は等を加へ或は等を減じて、何の刑に行んと云ふ罪名を定め擬て、刑部まで申達するなり」。また、仁井田陞の指摘から、中村茂夫が内容の理解を深めてきた。さらに滋賀秀三『訳注日本律令』五（東京堂出版、一九七九年）では「法に明文のない事犯について、性質の類似する他の条項を量刑の尺度として借用する操作」とし、前掲『清代中国の法と裁判』では「一種の類推解釈たる比附」「…法の空隙を埋める機能を果たしていたのが比附であり」とした。一方、川村康「宋代比附筭記」（同書編集委員会『宋代史から考える』汲古書院、二〇一六年）は、宋代の例を挙げて論じ、「比附」が刑名の擬定手続きなどに止まらず、刑事手続から報償手続におよぶ、より幅広い内容をもつものであること示した。
- ⑮「在外」：『国字解』34「南直隸・北直隸・十三省の官人を指すなり」。
- ⑯「詳」：前掲滋賀秀三『清代中国の法と裁判』第一清朝時代の法と裁判 第一節裁判機構（47頁）では「稟と詳はともに下から上へ差し出す書類の書式の名であり、稟はパーソナルな信書、詳は事務的公文である」とする。
- ⑰「會審」：『中法』「明清時期由幾個機關的官員一起会同審理同一案件。…」。谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか——明代における告状の定型——」（夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、二〇一一年所収）235頁は「會審」に「合同審理」との説明を付している。

## [5] 【原文】

一、照出、如火之照物。蓋前項招擬之内、各犯紙・米・鈔貫、并還官・入官・給主等項贓物之類、不容遺漏。誠所謂（為）總結上文之意耳。某某名下、某贓物・紙筭。在京多不照、在外先查免追、後稱應追人犯。官・民告紙各一分、折價不一。因革隨時。繼而各犯納米・贖鈔之類、各若干、官・私等物、各若干、須先舉照下落、然後總稱俱合追完。則又分某物入官・還官、某物發倉備用、某物發庫聽用、俱稱作正支銷。發物給還某人、庶使言順、不重入官・還官・給主。按名例律、彼此俱罪之贓、及犯應禁之物、則入官、若取與不和、用強生事、逼

取・求索之類、則給主云。若以贓入罪、正贓見在（者）、還官・主。已費用者、若犯人身死勿徵、餘皆徵之。又如官物有干者、亦還官、私物應得者、當還主。若違法者亦入官。若弔來卷冊、則云發某衙門備照、餘可類推。實收・領狀・收管如上文。還官・入官之贓、米穀取倉収、錢帛・銀兩取庫収。該兩處者、則總言取倉・庫實收、給主取領狀。充軍為民、充徒發遣者、取收管。通云、繳照未到人犯、查無罪者、稱供狀人、與誣告贓物、俱稱並免追提。若有罪者、與應參奏官員之類、則稱合問、某人俱另行提問。所謂照提。

#### 【参考史料】

『福惠全書』卷十二刑名部・稟拳照（30-a・b）

照出者、如火之照物。蓋前招擬之内、各犯贓贖、還官・給主等項贓物之類、不容遺漏。所以總結上文之意。…發倉備賑、贖銀貯庫、作正支銷、入官・還官者、取倉庫實収、給主者取領狀、…若有罪犯不到與應參奏官員之類、則稱合問、某人俱另行提問、是謂照提。

#### 【現代語訳】

一つ、照出①とは、火が物を照らしだすようなものである。思うに前項の供述・擬罪のなかの各犯人の紙代②・納米・贖鈔③ならびに還官・入官・給主④となった項目の贓物の類は、遺漏してはならない。まことに上文を総括する意があるからである。誰その名前の下に、何の贓物・紙代〔と書き込む〕。在京の者であれば多くは照会せず、在外の者であれば先に調査して官への出頭は免じ、のちに「官に出頭させるべき犯人」と称する。官・民の告状の紙代はいずれも一分ではあるが、換算額は一樣ではない。よって随時に変更される。次いで各犯の納米・贖鈔の類がそれぞれ若干、官物・私物などがそれぞれ若干〔と書き〕、必ず先にすべての詳しい事情を照会し⑤、そのあとに「ともにまさに追究し終うべし」と総称する。そこでさらに某物は入官か還官か、某物は倉⑥に送って使用に備えさせるものか、庫に送ってお上の御用を待つものか⑦を分別し、いずれも「正支銷（＝官の正しい名目で使用する⑧）」と称する。私物を某人に給付・返還し、供述した言葉通りにさせ、再び入官・還官・給主を重複しないようにする。「明律」名例律によれば「彼此俱に罪あるの贓及び禁を犯すの物は官に入れ、若し取と与と和せず、用強にして事を生じ、逼取・求索せる贓は主に給（還）す」と云う。〔また〕「もし贓を以て罪に入れ、正贓の見在するものは官・主に還す。已に費用せしものは、もし犯人の身死すれば徵すること勿く、余はみな之を徵す」、「官物に干りあるものの如きもまた官に還し、私物の応に得べきものは、当に主に還すべし」⑨〔と云う〕。法に違う物のごときもまた官に入れる。提出させた⑩書類については、「某衙門に送って照会に備える⑪」といい、そのほかは〔以上の事例から〕類推できるであろう。「実収・領狀・收管」⑫は上文の通りである。還官・入官とする贓物は、米穀であれば倉収を取り、錢帛・銀兩であれば庫収を取る⑬。倉と庫での業務に当たる者は、合わせて倉・庫の「実収」を取ると言い、もとの持ち主に給与したものは「領狀（＝受領書）」を取る。「充軍為民」と判決が下され、徒罪として発遣される者は「收管」を取る。通じて次のように言う。照会の文書を提出させたが⑭まだ届いていない犯人のうち、取り調べて無罪であった者は「供狀人」と称し、誣告によって贓物〔を得たとされた者〕とともに、「いずれも出頭させて審問することを免除する」と称する。有罪であった者と、弾劾すべき⑮官員の類のごときは、「上司に申し出⑯、某人はすべて別に召喚して取り調べ⑰を行う」と称する。いわゆる「照提」のことである。

#### 【注釈】

- ①「照出」：前掲 [4-5]【注釈】⑮参照。
- ②「紙」「紙筭」：『国字解』所掲の問刑条例、刑律・受贓「因公擅科斂条附」には「一、在京在外衙門、不許分外罰取紙筭・筆墨・銀硃・器皿・錢穀・銀兩等項」とあり、同書 824 はこの「紙筭」を「かみのことなり」と説明する。同条について『訳義』は「公用に用る紙の事なり」とする。紙筭とは訴訟のための経費名目で徴収した手数料を指すのであろう。
- ③「鈔貫」：『国字解』214「鈔のことなり」。ただし後の文を見ると「納米・贖鈔」となっているので、これにしたがう。
- ④「還官・入官・給主」：『国字解』84「還官主とは、其贓物、もと官物なれば官に返し、もと下の物なれば其ぬしに返すことなり」。同書 94「入官とは、贓物を官へ上ることなり」。なお「入官」の他の意味については、前掲 [4-5]【注釈】⑩参照。
- ⑤「舉照下落」：わかりにくい、「挙照」は『小畑訓訳』「まうしたてのひきあひ」、「下落」は『訓読』「ラクチャク」。『近代』「㊶着落、底細」に従う。
- ⑥「倉」「庫」：『国字解』111「倉は米ぐらなり、庫は外の財物のくらなり」。
- ⑦「聽用」：『国字解』617「上の御用を承るものなり」。
- ⑧「正支銷」：『福恵全書』刑名部「釈挙照」において、『小畑訓訳』「しょやくにんのきうきんまたはふしんなどにつかひつづす」。官の本来の用途・名目で官物を消費することを指すと思われる。
- ⑨「彼此俱罪之贓～」：「明律」名例律・給没贓物の原文は次の通り。「彼此俱罪之贓及犯禁之物則入官、若取与不和、用強生事、逼取・求索之贓竝還主〈謂官物還官、私物還主、…〉」、「若以贓入罪、正贓見在者、還官主。已費用者、若犯人身死、勿徵。餘皆徵之」。
- ⑩「吊來」：「吊」は「吊」に同じ。『近代』「㊶上級向下級索要案卷」。「吊到」ならば『訓読』「ウケトリキタレル」。
- ⑪「備照」：『小畑訓訳』「ひきあひにそなへる」。
- ⑫「實收・領狀・收管」：『国字解』568「領狀は、うけとり証文なり」、同書 741「收管はうけとることなり。『小畑訓訳』「實収」＝「しかとしたうけとり」、「領狀」＝「うけとり」、「收管」＝「うけとる。しょうもん。ひきうけのかいつけ」。『六部成語註解』戸部成語「実収」＝官庫収納銀兩給発之憑票也、「領狀」＝「領収銀兩若干、応由領官自書一狀為憑」。李鵬年等編著『清代六部成語詞典』195 頁は、「実収」を「清代文書名。憑拋之一種。各官庫收到交庫之銀兩後、発給之回執収拋」とし、194 頁は「領狀」を「清代文書名称。即文領・印領、領取物品・款項・文書時所具之憑証」とする。
- ⑬「倉收」「庫收」：『六部成語註解』戸部成語「倉収」＝「官倉収納米石発給之憑票」。『清代六部成語詞典』195 頁は、「倉収」を「清代文書名。憑拋之一種。各官倉收到交倉之糧米後、発給之収拋」とする。「庫収」もそれと同様であらう。
- ⑭「繳照」：未詳であるが、「繳」は『国字解』645に「総じて上司より來る文書を其事すめば返すを云うなり」。
- ⑮「參奏」：『国字解』572「參疏を認て朝廷へ指だすなり」。『小畑訓訳』「くわんにんのあしきことをてんしにそうもん。ぎんみそうもん」。
- ⑯「合問」：『小畑訓訳』「ブギャウヨリウハヤクヘマウシデルニ」。
- ⑰「提問」：『国字解』575「召よせて問罪するなり」。『小畑訓訳』「ひきよせぎんみ」。『訓読』「トリオサヘシラブ」。

## [6]【原文】

## 申招套式

假如某府某縣民人、同弟杜乙、先因發塚事發問擬、某縣擺站。逃回來家、販賣私塩。當被里甲張三要行捉拿問罪。有甲等懼罪、通將前情、具首到縣。為縣官者、作何理斷施行。

■■直隸徽州府祁門縣、為自首販賣私塩等事。據本縣一都民人杜甲等首稱、成化八年二月初四日夜、為因家貧、與弟杜乙、發本都民人李四墳塚、事發問擬。甲與乙各減等徒罪、俱發清河縣擺站。未滿、在彼艱難、同弟乙越關、逃回本處、販買私塩。當被里甲張三等捉拿問、甲等懼罪、通將前情、連販塩等因。某首到官、參照杜甲等所有前情。未委虞的、縁係販賣私塩、知人捉拿自首、律合有罪。除將各犯再三聽審、干問取訖、塩辦（辦）在官外、別無餘問事理。擬合引律、議擬斷照例、發落施行。

### 【現代語訳】

## 招状①の一連の書式

次のように仮定する。某府某県の民戸〔杜甲〕が、弟杜乙とともに先に墓を暴いたことが発覚したため、取り調べて罪にあてられ②、某県に送って擺站するとされた。〔しかし〕逃亡して家に帰り、私塩の販売をおこなっていた。たまたま③里甲の張三によって捕らえられ、罪に問われんとしていた④。くだんの⑤杜甲らは罪を恐れ、合わせて前の〔犯罪の〕事情をもって県に自首してきた。県官たる者は、どのように審理して処分するのか。

■■直隸徽州府祁門県の、私塩の販売を自首してきた等の件。本県一都の民杜甲らが自首してきて言うところによれば、「成化八（一四七二）年二月初四日の夜に、家が貧しかったために弟杜乙とともに、本都の民李四の墳墓を暴いたが、ことが発覚して罪に問われた。杜甲と杜乙はそれぞれ減等して徒罪とされ、ともに〔淮安府の〕清河县に送られて擺站とされた。まだ刑期が満ちていなかったが、かの地で困苦を味わったため、弟杜乙とともに関所を越えて本処に逃げ戻り、私塩を販売した。たまたま里甲の張三らに捕らえられ問い質されようとしたので、杜甲らは罪を恐れて以前の〔犯罪の〕事情および⑥私塩を販売したことを合わせて〔自首した〕」ということであった。某が自首して官に出頭してきたので、杜甲らの以前の〔犯罪の〕事情すべてを照会した。いまだ虚実は詳らかではないが、私塩を販売し、人に捕らえられることを知って自首してきた〔者である事実〕によって、律においては当然有罪である⑦。各犯人を再三取り調べて審理し、関連する人を尋問して〔供述を〕取り終わり、〔証拠の〕塩は処置して官で保管することを除いては、別に尋問すべき事情もない。引用すべき律を検討し、当てべき刑と判決を検討して⑧例を参照し、決着をつけて処置する。

### 【注釈】

- ①「申招」：『小畑訓訳』「そうくちがき」。つまり「招状」のこと。
- ②「問擬」：『訓読』「シラベテツミヲサダメ」。
- ③「當」：『訓読』「ソノトキ、タマタマ」
- ④「要行」：『訓読』「トスル」。
- ⑤「有甲等」：「有」の訓読について『訓読』は「ナルモノ、ミギノ、ソノ、ニシテ、クダンノ」とする。
- ⑥「連」：『訓読』「オヨビ、トトモニ」。
- ⑦「律合有罪」：関連する律の条文が、「明律」名例律・犯罪自首に「其知人欲告、及逃叛而自首者、減罪二等、坐之」とある。
- ⑧「議擬」：『国字解』33「これは絞これは斬と刑をあつることなり」、同書36「何の刑に行んと刑をあつるなり」。

## [7] 【原文】

### 一、問得

一名杜甲、年三十六歳、係本縣一都民。狀招、成化八年二月初四日夜、為家貧、糾同合在官弟杜乙、去發本都未到官民人李四家墳塚。事發問擬、甲減等杖一百、徒三年、弟杜乙、杖九十、徒二年半。俱發淮安府清河縣遞運所擺站。未滿在彼、因是過後艱難、甲與乙各不合越關逃回本處、地名魚梁洗。遇見不知姓名客人、裝載私塩一船、在彼販賣。有甲等要得尋利使用、與乙又各不合當將綿布二疋、問伊買塩二百阡、挑擔回家販賣。致被里甲張三等緝知、要行捉拿問是。甲等聞知、惧怕事發有罪、通將前情連塩、首告到縣。今蒙再三鞫問前情、研審明白、不能隱諱。取問罪犯。

一名杜乙、年三十二歳、招與兄杜甲招内相同。

## 【現代語訳】

### 一、問得（＝取り調べ・供述の内容）

一名は杜甲、年齢は三六歳、本県一都の民である。供述書によれば、「成化八（一四七二）年二月四日の夜に、家が貧しかったがために、官に出頭している弟・杜乙を呼び、本都のまだ官に出頭していない民・李四の家の墳墓に行つてこれを暴いた。ことが露見し、取り調べて罪に問われ、杜甲は罪を減じて杖一百、徒三年とされ、弟杜乙は杖九十、徒二年半とされた。いずれも淮安府清河県の遞運所に送つて擺站と〔処罰〕された。かの地ではまだ刑期に満ちていなかったが、後になって困苦を味わつたために、杜甲と杜乙はそれぞれ不届きにも関所を越えて本処、地名魚梁洗に逃げ帰つた。たまたま姓名を知らない客商が一艘の船に私塩を載せ、そこで販売していたのに遭遇した。くだんの杜甲らは利益を求めて諸費用にあてようとし①、杜乙と一緒にそれぞれ不届きにも綿布二疋でその客商から塩二百阡②を買い、担いで家に帰つて販売した。〔ところが〕里甲の張三らに知られ、捕らえられ、問いただされようとした。杜甲らは動きを察知し、ことが露見して犯罪とされることを恐れ、以前の〔犯罪の〕事情と私塩を販売したこととあわせて県に自首したのである。いま再三以前の〔犯罪の〕事情を取り調べられた③結果、審理したところは明白で、包み隠すことはできなかった。〔以上の通り〕犯人を取調べた④。

一名は杜乙、年齢は三二歳、供述は兄・杜甲の内容と同じである。

## 【注釈】

- ①「使用」：次の二つの意味がある。一つは『中国古典小説用語辞典』（田宗堯編著、聯經出版事業公司、一九八五年）の「旧時陋習、有事經過官府、例須花錢。差役拿人、須請吃酒飯並贈送路費；被拘押時、須送牢子金錢、請其顧慮；有葬送之事、亦須送錢請伴作等人為之了結。這樣的錢、叫使用錢」という解釈である。官吏や業者に差し出す心づけのようなものである。もう一つは『水滸詞典』（胡竹安編著、漢語大詞典出版社、一九八九年）の「猶言打關節、用錢財賄賂」というようにいわゆる賄賂とする解釈である。ここでは前者の用法が近いと思われる。
- ②「阡」：重さの単位であろうが、未詳。
- ③「蒙」：『訓読』「タマヘバ、ウケ玉ハリ、シメラレ、ヨリ、ウケ」など。
- ④「取問」：『国字解』36「取責と同じことにて、推問して口がきをとることなり」。同書 803「問罪することなり」。『訓読』「トリシラベ」。

[8] 【原文】

一、議得

杜甲所犯、除越関軽罪外、合依販賣私塩者、縁本犯知人欲告而自首、減二等律、杖八十、徒二年。杜乙同兄販賣私塩、係家人干犯免科、依越度関津者律、杖九十。俱有大誥減等、杜甲杖七十、徒一年半、杜乙杖八十。

查得、各犯先為發塚、事發門（問）擬、減等各徒罪、俱發擺站。未滿在逃人數。今又犯該前罪、合依已徒而又犯徒者、杜甲加杖一百、總徒四年。杜乙杖八十、照前徒年半、決訖、仍發配所、從新拘役。滿各放寧家。

【現代語訳】

一、議得（＝あてるべき法律の検討）①

杜甲が犯した罪は、関所を越えたという軽罪以外では、私塩販売〔の律〕に拠るべきであるが②、この犯人は、他人が告発しようとしたことを知って自首したので、罪二等を減じるという律③に依り、杖八十、徒二年とする。杜乙は兄と一緒に私塩を販売したが、家人が罪を犯したものである科罪は免除し④、関津を越えた者〔を罰する〕律に依って、杖九十とする⑤。いずれも『御製大誥』を所有していたので減刑し、杜甲は杖七十、徒一年半とし、杜乙は杖八十とする。

調べたところでは、各犯人は以前に墓暴きを行い、ことが露見して罪に問われ、減刑してそれぞれ徒罪とされ⑥、いずれも〔配所に〕送られて擺站とされた。〔しかし〕まだ刑期が満ちていないうちに脱走した者である。いま、さらに犯した罪は前と同じ〔く徒罪〕であるので、「すでに徒罪となっているうえに徒罪を犯した者」に関わる規定に依って、杜甲には杖一百を加えて総徒四年とする⑦。杜乙は杖八十として、以前の通りに徒一年半としたうえで、〔杖刑を〕与えおわってから、さらに配所に送って新たな拘役⑧に従事させる。刑期が満ちればそれぞれ釈放して実家に帰らせる。

【注釈】

- ①「議得」：『公文書』には「清代の題本で自分の意見を述べる発句。…③刑事事件関連の題本において、事件の内容概要を述べた後、量刑について定議したことを述べる書式」とあるが、この項の内容とはやや食い違う定義である。『訓読』「議シタルウへ」。
- ②「販賣私塩～」：「明律」戸律・課程「塩法」に「凡犯私塩者、杖一百、徒三年」とある。
- ③「本犯知人欲告～」：「明律」名例律「犯罪自首」に「其知人欲告、及逃叛而自首者、減罪二等」とある。
- ④「家人干犯免科～」：「明律」名例律「共犯罪分首徒」に「若家人共犯、止坐尊長」とある。
- ⑤「越度関津者律～」：「明律」兵律・関津「私越冒度関津」に「凡無文引、私度関津者、杖八十、若関不由門、津不由渡、而越度者、杖九十」とある。
- ⑥「各犯先為發塚～」：「明律」刑律・賊盜「發塚」に「凡發掘墳塚、見棺槨者杖一百、流三千里。已開棺槨見屍者、絞。發而未至棺槨者、杖一百、徒三年」とある。
- ⑦「已徒而又犯徒者、～」：「明律」名例律「徒流人又犯罪」の条。また前掲 [4-3] 【注釈】⑧「総徒」の項参照。
- ⑧「拘役」：『国字解』75「官府に入置きて召使ことなり」。『訳義』105「非番なしにつかふ事なり」、同書 106「非番の日も宿へかへさず、不断役所にて勉さする也」、同書 108「非番なしに役所にて役をい

ひつけて、つかふ事をいふ」。

## [9] 【原文】

### 一、照出

杜甲等、原首私塩、合收入官。張三等係供狀人、免提。

## 【現代語訳】

### 一、照出（＝証拠物件の処理と意見）

杜甲らはもともと私塩の件を自首したので、〔私塩は〕当然入官とすべきである。張三らは供状人①であるので召喚して審問すること②は免じる。

## 【注釈】

①「供状人」：前掲〔5〕で「まだ出頭していない関係者の内、取り調べて無罪であった者」とされていた。

②「提」：「提問」であろう。前掲〔5〕の【注釈】⑩参照。

## [10 - 1] 【原文】

### 申招活套語類

#### 總論

一、凡問囚申招、將罪重者作招頭、通將各人事情招出。已到者、稱在官。未到者、稱未到官。逃後獲到、稱先逃今獲。未發人先死者、稱已故、事發行提問死者、稱先存今故。如題内有官吏、罪雖輕而庶民罪雖重、必須官吏為招首。無官吏、以庶民罪重者為招首。婦人罪雖重、男子罪雖輕、亦以男子為招首。至于議罪、則不論官吏及婦人、仍以重罪者為先。凌〔犀+刀〕・斬・絞・流・徒・杖・笞次序、議擬不可溷亂。其招轉灣句語、如後所云者、亦不可缺。今將各類句語、具載于後。

## 【現代語訳】

### 招状に活用できる語句類

#### 總論

一、およそ〔複数の〕獄囚に訊問した際の招状は、重罪者を招頭（首）とし、あまねく各人の事情を供述させる。すでに出頭している者は「在官」と称し、いまだ出頭していない者は「未到官」と称する。逃亡したのちに捕らえられた者は「先逃今獲」と称する。事案が告発される前に死んだ者は「已故」と称し、事案が告発され、召喚して取り調べた後に死んだ者は「先存今故」と称する。もし題本内に官吏名が書かれていれば、その罪が軽くとも、また庶民の罪が重くとも、必ず官吏を招首としなければならない。官吏名がなければ、庶民の罪が重い者を招首とする。婦人は罪が重くとも、また男子の罪が軽くとも、男子を招首とする。議罪に及んでは、官吏および婦人を区別せず、もとのまま重罪の者を優先する。凌遲処死・斬・絞・流・徒・杖・笞刑の順序は、議擬においては混乱してはいけない。供述のなかの遠回しの文言では、後に掲げるような語句が不可欠である。いま各級の語句を次につぶさに載せておく。

## [10 - 2] 【原文】

**官吏・監生・生員類** 不守官箴○不守職業、肆意罔為。○不顧行止○不惜行檢○不顧名節○不肯監守學規、罔顧儒行。○大壞官常、存心墨汚。○心存貨殖、志在奸貪。○行檢不修、貪饕是肆。

**僧道類** ○有玷清規○罔修戒行○不思喪服、祭祀同常人○不顧師、同伯叔○不念誼、同兄弟。

**婦人類** ○不守婦道、罔顧廉恥。○輒肆刁潑○心生害毒○心生妬忌○輒起淫心○心起奸淫○罔顧醜行○誓不改適○志不可奪○不能承順、輒發穢言○素無孝敬○被逼無奈○受辱不過○受抑不過○不修婦德

**奴婢顧工人等類** ○不顧家長名分○不思恩養年久、即同父母・子孫、忘恩背義。○輒忘恩義○明知家長、不行容忍。○誣告家長、如子孫誣告祖父母。○背主悖義

**鬪毆類** 忿氣不平○怒氣相加○常懷忿恨○積恨在心○因懷宿怨○欲要還毆、要得毆打、一頓出氣。○不合逞兇○不合在傍、不行勸救○驗已未成形、已成某疾。○肆行毒打、以快私忿。○輒行助惡○逞忿肆惡○率領○糾令○黨令○喝令○統令○主令○謀令○領同○糾同○帶同○發怒○逞惡○鑿已平復○醫治不痊

**殺人類** ○因而懷恨、要得洩忿。○要得謀殺、杜絕後患。○要行殺害○思起前怨、要得報復。○要得謀害○心生毒害○明知謀情○跟至無人去所、潛伏（■候）。

**賊盜類** ○不務生理○專一為盜○探知家有財物○不守本分○不改盜行○盜心未滿○不改前非○肆惡不悛○專一糾集為非○窺見某家殷富、要得偷盜、（分使）用。○不合輒起盜心、約於某月某日二更時分、各帶盜具、齊到某家門首。探人犬睡熟、用鐵錐・尖刀挖牆、進入房內。○要得劫財分用、糾合某等。各不合依聽、約于某月某日夜、各帶器械、齊到本家門首。點起火把、打開大門、擁入房內。齊聲納（訥）喊、喝殺驚散本家人口。劫去某物出外、到於某野地內、或某家將原劫贓物俵分。人已（以）器械丟棄無存、各散回家。

**強盜轉為竊盜** 窺見某家積有財物、不合輒起盜心、商謀某等、齊去打劫分用。某等各不合依聽、約于某日夜上盜、臨時遇有事故、不得同行。只某等齊到本家門首、惧怕強盜事發罪重、臨時主謀轉為竊盜。伺候人犬睡熟、用鐵錐挖〔土+雋〕、進入房內。

**竊盜轉為強盜** 齊到某家門首、見得牆壁堅固、難以挖入。某却不合臨時主意、轉為強盜。某等亦不合依聽、用某物撞開大門、齊擁入內。納（訥）喊喝殺、驚散本家人口（云。云云）

**竊盜類** （官吏監守）見得錢糧數多、要得侵盜使用。○心起奸貪、要得乘機侵用。○要得捕官侵資○商同盜用、應合正收作數。○不思領解、即同監守。○不思責專主守○不思顧役、即同監守。○不合同情分受○要得轉展、營求取利。○希圖省費、不合不運本色、輒得財貨。○要得夤緣作弊、上下為奸。○閔防○防範不嚴防閑

### 【現代語訳】

**官吏・監生・生員類** 官箴（＝官吏心得）を守らない。○官の職務①を守らず、肆意的に仕事をないがしろにする。○〔自分の〕品行②を顧みない。○慎重な行動を惜しまない③。○名譽と節操を顧みない。○学校の規則を守ろうとせず、生員としての行いを顧みない。○官としての職責を破壊し、貪婪な心を持つ。○金儲けの心を持ち、貪婪な志をもつ。○慎重な行動を習得せず、ほしいままに貪婪な行動をとる。

**僧道類** ○清規（＝仏・道教教団内のルール）を傷つける。○戒律を修めない。○喪服に配慮せず、祭祀用の服は一般人と同じにする。○師に配慮せず、伯・叔父と同様に対応する。○〔僧侶・道士の先輩・後輩間の〕交情のあり方を気にせず、兄弟と同じように対応する。



**婦人類** ○婦道を守らず、破廉恥な行為を気につけない。○みだりに乱暴をほしいままにする。○害毒の心をもつ。○嫉妬の心をもつ。○みだりに淫らな心を起こす。○姦淫の心を起こす。○スキャンダラスな行為を気につけない。○再婚しないと誓う。○〔再婚しないという〕志は奪うことができない。○従順に従うことができず、みだりに汚い言葉を吐く。○孝や敬の気持ちがまったくない。○迫られてどうしようもなかった。○侮辱されることはなはだしい。○抑圧されることはなはだしい。○婦徳を修めない。

**奴婢・顧工人等の類** ○家長の名分（＝立場上の役割）を気につけない。○長年温かく遇されれば父母・子孫〔の間柄〕と同じになることを思わず、恩を忘れ義に背く。○みだりに恩義を忘れる。○家長をよく知っていながら、我慢することがない。○家長を誣告するのは、子・孫が祖・父母を誣告するようなものである。○主人にそむき義にもとる。

**闘毆類** 怒りの気持ちがおさまらない。○怒りの気持ちがますます加わる。○常に憤り恨む気持ちを抱いている。○心に恨みを貯めこんでいる。○何らかの原因で宿怨を抱く。○殴り返そうとし、もし④殴ればいつときは鬱憤が晴れるだろう。○不合にも思う存分に凶悪行為をはたらいた。○不合にも傍におり、いさめて救うことをしなかった。○検視が終わって記録文書ができていないのに、ある病気だと〔して処理〕した⑤。○思うままにひどく殴り、私憤をはらす。○みだりに悪人を助ける。○思うままに怒り、悪事をほしいままにする。○〔仲間を〕率いる。○〔仲間を〕呼び集める。○徒党を組んで命令する。○号令をかける。○統率する。○首領として命令する。○謀をして命令する。○統率して同行する。○呼び集めて同行する。○同行する。○怒る。○思う存分に悪事をはたらく。○治療してすでに回復した。○治療したが治らなかった。

**殺人類** ○何らかの原因で恨みを抱き、怒りをはらす機会を求める。○謀殺できる機会を求め、後の患いを断つ。○殺害しようとする。○以前の怨みを思い起こし、報復する機会を求める。○計画的に殺害できる機会を求める。○毒殺しようとする心をもつ。○謀の事情をよく知る。○いっしょに無人の場所に行き潜伏して（■候）。

**賊盜類** ○生業に励まない。○もっぱら盜賊稼業をおこなう。○家に財物があるのを探知する。○本分を守らない。○盜賊行為を改めない。○盜賊をしたいという心が満たされない。○以前の非行を改めない。○悪事をほしいままにして改めない。○もっぱら〔仲間を〕呼び集めて非行をおこなう。○某家が富裕であることを窺い知り、〔金銭・財物を〕盗み、山分けして使った。○不合にもみだりに盗みの心を起こし、某月某日二更の時分に、各々盜賊の道具持って〔集まり〕そろって某家の門前に行くことを約束した。人も犬も熟睡しているのを探り、鉄錐・尖刀で墻を掘り、家のなかに進入した。○財物を奪って山分けする機会を求め、某等呼び集めた。それぞれが不合にもそのことを聞きつけ⑥、某月某日夜に、各々道具を持って、そろって本家の門前に行く約束をした。松明をともし、大門を開き、家のなかに押し入った。声を揃えて叫び声をあげ、当家の人々を殺すぞと脅し、追い散らした。某の物資を強奪して外に出、某なる原野に至り、某家から強奪した財物を山分けした。仲間は盜賊の道具を棄て、それぞれ分散して家に帰った。

**強盜が転じて窃盜となる** 某家が財物を蓄えているのをうかがい知り、不合にも妄りに盜賊の心を起こし、某等と相談し、一緒に行って強奪し山分けしようとした。某等は各々不合にもそのことを聞きつけ、某日夜に盗みに行くことを約束したが、その時になってたまたま事

故があり、同行できなくなった。ただ某等はそろって本家の門前に行ったが、強盗の事実が発覚すれば罪が重いのを恐れ、その時になって主謀者は窃盗をすることに方針転換した。人や犬が熟睡しているのをうかがい、鉄錐で墻を掘り、家のなかに進入した。

**竊盜が転じて強盜となる** そろって本家の門前に行ったが、墻壁が堅固で、穴を掘って入るのが困難なのを知った。某は却って不合にもその時になって思案し、強盜に方針転換した。某等もまた不合にもそのことを聞きつけ、某物で大門を突き開け、一斉に中へ押し入った。叫び声をあげ、当家の人々を殺すぞと脅し、追い散らしたと云う。云云。

**竊盜類** (官吏が監守しているとき) 錢糧が数多あるのをみて、少しずつ盗んで⑦使うべき機会を求めた。○よこしまで貪婪な心を起こし、機会に乗じて少しずつ使い込む機会を求めた。○官司内に捕らえ罪人への差し入れをけずり取ろうとした⑧。○いっしょに横領を相談し、正収として帳簿に記入すべし⑨とした。○受領して護送することを考えず⑩、監臨主守⑪の落ち度だとした。○もっぱら主守の責任だということを考えない。○雇い人⑫であることを思わず、監臨主守の落ち度だとした。○不合にも気脈を通じて山分けした。○あちこち転がして⑬、利益を得る機会を求め。○費用の節約をねらって、不合にも本来の納米⑭を運ばず、みだりに財貨を得る。○伝手をたより、賄賂を贈って悪事をなす⑮機会を求め、上も下も不正をおこなう。○用心して警固する⑯。○〔関所破りに〕用心すべきであるのに⑰関所での検査を厳しくしない。

#### 【注釈】

- ①「職業」：『国字解』559「官人の役義を職と云、吏のを役と云」。
- ②「行止」：『国字解』585「身の行迹なり」。
- ③「不惜行檢」：前後の句と意味が合わないので誤字が疑われる。たとえば「惜」は後に出てくる「行檢不修」の「修」かもしれない。
- ④「要得」：以下にも頻出する、わかりにくい表現である。ここでは『漢詞』「**①**若要」に従うが、以下の例句では文意などに対応して訳す。後考に待ちたい。
- ⑤「驗已未成形、已成某疾」：とりあえず訳してみたが未詳。誤字・脱字があるのであろうか。
- ⑥「依聽」：『訓読』「キキオヨビ」。
- ⑦「侵盜」：『国字解』189の「侵占」では「一尺二尺づつせぶりとるなり」とし、同書228「侵欺」では「すこしづつ手間へとりこむなり」とする。「侵」には少しずつ侵すというニュアンスがあるようである。『訓読』「ヌスミ」。
- ⑧「侵資」：未詳。「資」が『国字解』94に「罪人に衣糧などをつづけたるなり」とある「資給」の意であるとして訳した。
- ⑨「正收作数」：『国字解』223「明白に帳面にのせ、是は何方の年貢米のうけ払ひしたる上のよけいなり、とするして官へ収るを正収と云なり。この正収と云は、その補数に対して云ふ。補数も官物に用て私にするには非れども、正道に仕かたにてなきに対して云なり」。同書226「これこれのことにうけとりたると記したるは、たしかにそのことにうけとりたるを云ふなり」。
- ⑩「領解」：未詳。とりあえず領収(=受領)して護送すると解釈した。
- ⑪「監守」「主守」：「唐律」にも規定されている「監臨主守」のことと思われる。『国字解』111「律に監臨とあるも主守とあるも、皆其事を主るを云へども、差別のあることを云へり。監臨は、上に立たる官人の其事を支配するをも、又支配下にてはなけれども、其事の筋この方よりさつとを入れ吟味する筋の事には、其官人を監臨と立るなり。主守と云は、卑き吏卒の上にあることにて、其帳面を手にか

けて主り、或は其財物を守るやうなるるいを、主守と云なり」。

⑫「顧役」：『国字解』653「やとひ人なり」。

⑬「轉展」：『漢詞』は「轉輾」に同じとし、「②経過許多人的手或経過許多地方」とする。

⑭「本色」：『国字解』218「米納なり」。

⑮「夤縁作弊」：『国字解』146「夤縁とは、あそこへとり入り、ここへたよることなり。作弊とは、弊は情弊と通用して、あしき筋のことを皆弊と云なり」。

⑯「関防」：三つの意味がある。一つはこの訳文のような用心し警固するという意味、一つは役所の印判の意味で、その取扱いに関すること、さら関所の守りの意味である。後掲[10-4]注④も参照。

⑰「防範」：『国字解』582「用心をすることなり」。なお、この解が付けられているのは「問刑条例」名例律の「応議者犯罪」条である。そこで問題とされている主題は宗室関係者の「越関」問題であった。内容的にここの例句と関連しているので、その方向で解釈した。

### [10-3] 【原文】

**犯賊類** ○要得（尋覓）錢使用○（各就）要（索需）錢使用○心生（詭奸）計○不合輒起貪心○向伊索取常利○詐稱替伊打點使用○面説替伊幹辦○不合貪圖賄賂○要得彌縫解脱○見利動心○覩物生貪○見利忘刑○求買方便、利心愈熾。○利心未滿

**毆罵親屬・師長類** ○不思有服親屬○不顧期親・大功・小功・緦麻・尊屬○不思（姨姑舅）無服有親○不念親屬情誼○不顧倫理○不念大功・小功・緦麻・卑幼○不尊師長○不顧師、同伯叔相視。○不行親臨監視、却就朦朧、供結回報。

**干証** ○不合當場不言實情、故行供結。其謀殺是實。

**毆罵官長類** ○罔顧本管官員○不顧同僚・官長○知係職官○逞兇毆罵

**相為容隱類** ○垂念親議、容情藏匿、在家潛住。○垂念手足至情、伊恩至親、法相容隱。

**縱放軍人類** ○不合不守規律○不以征操為重○要得買來歇役○要得包納月錢○不行鈐束○知係逃軍妻女○縱放買賣○不合私使出境○不思空歇役

**逃避差役類** ○要得脱免差役○要得買求脱戸○要得買求詭計○明知逃避人民○不合隱蔽在戸

**婚姻類** ○明知部民子女○知係為事婦女○罔顧風化○不顧人倫○苟合成婚○知係孀婦○不顧夫喪未滿○不顧尊長名分○不思有服親屬○知係應離人散

**姦情類** ○窺見本婦頗有姿色○容貌豐姿○輒起淫心○時日用言調戲○要得勾引、出外姦宿。○某氏亦不合喜允或笑允。與伊姦訖一度之後、往来通姦不絶。○姦通情熟○某故將本婦扯姦一度

**奸惡類** 倚恃慣熟衙門○專一教唆害人○倚恃刁橫○一向戀役、尋事害人、未曾事露。

**奸細類** ○輒起叛心○輒起離心○輒起異心

### 【現代語訳】

**犯賊類** ○心づけを探し求める機会をねらう。○それぞれすぐに心づけを求める。○心に悪だくみを生み出す。○不合にもみだりに貪婪の心を起こす。○彼から日常の利益を取りたてる。○彼を詐称し、賄賂を使って買収することを目論む①。○面会して、彼に替わって処理すると言う。○不合にも賄賂を貪る。○取り繕って言い逃れする機会を求める。○利益を見て心を動かす。○財物を見て貪婪の心を生み出す。○利益を見て、刑罰を忘れる。○便宜を

得られるよう買収し、利益を求める心はいよいよ盛んである。○利益を求める心はいまだ満たされない。

**親属・師長(=先生や目上の人)を殴り、罵る類** ○服喪の関係にある親族であることを思わない。○期親・大功・小功・總麻や尊属の関係にある親族を顧みない。○姨姑舅など②の服喪関係にない親族を思わない。○親族の情誼(=よしみ)を考えない。○倫理を顧みない。○大功・小功・總麻や卑幼の親族を考えない。○師長を尊敬しない。○師を顧みず、伯・叔父の如くに見る。○みずから監視に赴かず、かえって知らぬふりをして③誓約書を出させて復命する④。

**干證⑤** ○〔証人が〕 不合にもその場で実際の事情を言わず、ことさらに誓約書を提出させて決着をつけた。〔その件が〕 謀殺であることは事実である。

**長官を殴り、罵る類** ○管轄下の官員であることを顧みない。○同僚や長官を顧みない。○役職を持つ職事官⑥であることを知っている。○思う存分に暴力行為をはたらき、殴り、罵る。

**たがいにかばい合うことを容認する類** ○肉親のあり方に思いめぐらせ、事情を汲んで匿い、家に潜ませた。○兄弟の情や彼の近親の恩情に配慮し、法はかばい合うことを容認している。

**ほしいままに軍人を放つ類** ○不合にも規律を守らない。○征討と軍事操練を重んじない。○歇役⑦を買い取る機会を求める。○月糧錢⑧を横領する機会を求める。○〔部下の〕 嚴重な取り締まり⑨を行わない。○逃亡した軍人の妻・娘であることを知っている。○自由に売買させる。○不合にもひそかに境界の外へ出させる。○軍役を空白にすること⑩を考えない。

**差役を逃避する類** ○差役を逃れる機会を求める。○買収して⑪脱戸⑫となる機会を求める。○買収して土地を寄進したことにしようとする。○明かに逃亡してきた人民と知っている。○不合にも〔逃亡者を〕 匿って家に置く。

**婚姻類** ○明かに部民(=管轄下の民)の子女であることを知っている。○わけありの⑬婦女であることを知っている。○道徳的教化を顧みない。○人倫を顧みない。○かりそめに婚姻をする⑭。○寡婦であることを知っている。○夫の服喪期間が終わっていないことを顧みない。○尊長の名分を顧みない。○服喪期間が定められた親族であることを思わない。○〔義絶によって〕 離縁すべき人⑮であることを知っている。

**姦情類** ○この女がたいへん容姿が美しいのをうかがい見た。○福々しい容姿である。○みだりに淫心を起こす。○しよっちゅう言葉をかけてからかった。○誘惑して連れ出し一晚姦通する機会をもとめる。○某氏もまた不合にも喜びあるいは笑って許した。彼と一度姦通したのち、往き来して姦通が続いている。○姦通の情が深まっている。○某はことさらこの女を姦通に引っぱり込むこと一度。

**奸惡類** 役所に通曉していることをかさに着る。○もっぱら教唆して人に害を与える。○お上をかさに着て横暴なふるまいをする。○これまでずっと役〔の差配〕を手放さず、言いがかりをつけて⑯人に害を与えたが、いまだ露見したことがない。

**間諜⑰類** ○〔軍人が〕 みだりに敵に投降する⑱心を抱く。○みだりに任務放棄⑲の心を抱く。○みだりに反逆の心を抱く。

#### 【注釈】

①「打點使用」：『国字解』789「打点は、何にても才覚し用事を足すことなり。使用は、其打点にこれほど使たると云うことなり」。同書578「もくろむことなり」。ただし、『近代』の「打点」には「㊸打算、

謀画。…⑥打關節、賄賂疏通」という意味があり、「使用」は「使費、費用。即用錢打点買嘱」と解説する。この解説の方がわかりやすいのでこれに従って訳す。なお、「使用」については前掲 [7] の【注釈】①に記したような用例もある。いずれが妥当かは後考に待ちたい。

- ②「姨姑舅」：未詳。『国字解』20「姑は父の姉妹なり」「男の詞に舅と云は、母方のをぢなり」。また同202に「父母之姑舅、両姨姉妹及姨若堂姨」についての解説がある。ここで「姨は、ははかたのをばなり」とする。一方、滋賀秀三『中国家族法の原理』22頁には次のような解説がなされている。「…とくに男系と女系とは厳格に呼び分けられる。……同じくおじ・おばでも母の兄弟は舅、父の姉妹は姑、母の姉妹は従母または姨と称し、それぞれに区別せられる」。
- ③「朦朧」：『国事解』135「しらぬふりなり」。『訳義』558「まぎらかす事なり」。
- ④「供結」：未詳。「結」は『漢詞』に「旧時対官署提出表示負責保証的文件」、『用語解』482rに「証明書一種。保証状・誓約書。また結を作成して保証・誓約すること」とある。「供結」で、誓約書を提出させて決着をつけることか。
- ⑤「干證」：『国字解』535「それにたづさわりの人の口がきなり」。『小畑訓訳』「かかりあひしょうにん」。
- ⑥「職官」：『国字解』34「前に云へるごとく、散官に対して云なり」。同書29「職事官は散官に対する名なり。主る役義あるを職事官とし、格式ばかりにて役義なきを散官とするなり」。
- ⑦「歇役」：『国字解』323「軍人に役をつとめさせず、ひまにすることなり」、同書665「役をつとめず居ることなり」
- ⑧「包納月錢」：『国字解』753「包納月糧とは、…其軍人のとるはづの月糧錢を手前へとりこむことなり」。『近代』は「月錢」とは「月例」に同じとし、「旧時対官宦人家按月支給家屬人口的零用錢」とする。また「月糧」は『国字解』229「官糧とは、軍人の月々にとる扶持米なり。月糧とも云」とする。
- ⑨「鈴束」：『国字解』69「法を立てて下に自由をさせぬことなり」。山腰敏寛『清末民初文書読解辞典』（汲古書院、一九八九年）「嚴重に取り締まる」。
- ⑩「空歇役」：この句と前句に対応する「明律」（兵律・軍政「縦放軍人歇役」）には次のようにある。「凡管軍百戸及総旗・小旗・軍吏縦放軍人、出百里之外壳買、…空歇軍役者、一名杖八十、每三名加一等、…若私使出境、因而致死、…」。
- ⑪「買求」：『国字解』334「金を出して通送してもらふことなり」、同書660「金を出してたのむなり」、同素709「金を出してかけこますなり」。
- ⑫「脱戸」：『国字解』171「…其戸籍には其郷其村の戸口をのこらず記置くなり。それを隠して戸籍に載ぬを脱漏戸口と云。家をかしたるは脱戸なり。…」。『訳義』192「一家全く帳面にはづれたるを云」。
- ⑬「為事」：前掲 [1-2] 【注釈】④参照。
- ⑭「苟合成婚」：『国字解』686「きつとした婚礼にてもなく、是は夫よ妻よと名付て夫婦になりたるを云なり」。
- ⑮「應離人散」：未詳。脱字が疑われるが、「明律」戸律・婚姻の「出妻」の規定に関連していると思われる。そこには「若犯義絶、應離而不離者、亦杖八十」とある。ただ「人散」の文字はない。
- ⑯「尋事」：『近代』「找茬（＝あらを探す）、尋衅（＝難癖をつけ喧嘩をしかける）」。
- ⑰「奸細」：『国字解』335「しのびのものなり」。『訳義』376「姦細ハしのびの者なり。敵の様子を伺ひしらする事をするなり。…」
- ⑱「叛心」：『国字解』319「叛は他国へ降参するなり」。
- ⑲「離心」：『国字解』309「離とは、組下までの其場をはなるることなり」。

[10-4] 【原文】

**軍職冒功類** ○要得貪圖陞賞○希圖要功○要得冒功求賞○希圖實受（授）進用

**過失類** ○失於備慮○失于瞻視○失于關防○思慮不及○失於防閑

**失機類** ○不以軍情為重○不思機密大事○應合設策備禦○應合奮勇向敵○不合玩視偷安○不合畏懼退縮○要來乘機掠擄○見得賊勢猖獗○應合固守○自知有罪、奮勇立功。

**應捕類** ○應合捕告○自合呈送○應合用心緝捕○自合捕■送官○不合故縱不捕○不合不行送官○不合不行捕官

**藏匿類** ○知係掠來人口○知係被誘之人○知係來歷不明之人○知係罪人、不合藏匿、在家潛住。甜言引誘。

**犯罪逃走類** ○聞風懼罪○要得脫走○却行躲避○欲行逃罪○畏懼邊方艱苦、要得避難解脫

**誣告類** ○自應實告為當○要得誣伊罪重○要得誣陷報復○思誣被枉不甘○欲要掩飾己非○要滅己過○故自傷殘、希圖收贖。○隱下真情○曲為辯理○不合隱下壯丁、故令老幼・疾篤之人、或婦人抱告、希圖難贖。○捏情誣陷○無由遮掩○掩飾不過

**故禁・故勘類** ○懷其目前舊隙○逞肆威怒、以濟己私。○心生殘忿○心懷仇恨○恣任威福○任情苛刻○心存（■ ■）

**故失出入類** ○自合虞心詳審○應合稟官究正○明知可疑○失於查明○見得兩相爭論、不服招承。○任情偏拗○徇情偏向○止據原詞、逼令招承。○不由分說○不容訴辯、任情挾怨。○買求捏結、曲為回護。○被虐不過○受刑不過○自知涉虞○自知非捏○阿意曲從○聽從主使

**囑託類** ○不顧名節○徇私聽允○承順逢迎○徇情聽囑

**連累致罪類** ○不行阻當○救護勸詳○首出○首正○檢舉○告究○自首

【現代語訳】

**軍職の者①が功績をいつわる類** ○昇進や褒美を貪る機会を求める。○軍功をほこり褒賞を求めることをねらう。○軍功をいつわり褒賞を得る機会を求める。○実授の官②に昇進することをねらう。

**過失類** ○あらかじめ備えるのを怠る。○監視③を怠る。○油断して問題を起こされる④。○思慮が及ばない。○用心を怠る。

**軍機⑤を誤る類** ○軍の機密⑥に重きを置かない。○軍の機密事項⑦の重大さを思わない。○よろしく対策を立てて防禦すべきである。○よく勇気を奮って敵に向かうべきである。○不合にも軽視して一時の安楽を貪った。○不合にも恐れてしりごみした。○機に乗じて掠奪することをもとめる。○賊の勢力が極めて盛んであるのを見て、○よろしく堅守すべきである。○自ら有罪であることを知り、勇気を奮って軍功を立てる。

**捕り手役人⑧類** ○よろしく犯人を捕らえて告発すべきである。○当然呈文で報告すべきである⑨。○よろしく用心して逮捕すべきである。○当然捕えて官に送るべきである。○不合にも故意に逃がして捕えない。○不合にも官に送ることをしない。○不合にも官に捕えておくことをしない。

**人を隠匿する類** ○さらってきた人であることを知っている。○誘拐された人であることを知っている。○身元不詳な人⑩であると知っている。○罪人であることを知っていて、不合にもこれを隠匿し、家に潜ませていた。甘言で誘拐したのである。

**犯罪逃走類** ○うわさを聞いて罪を恐れる。○逃げ出す機会を求める。○かえって〔差役などを〕逃れた。○罪から逃れようとする。○辺境での辛苦を恐れ、〔配流先などから〕逃げ出す⑩機会を求める。

**誣告類** ○もちろん事実を供述する⑫のが妥当とすべきである。○彼を誣告して、重罪にする機会をねらう。○誣告して罪に陥れ、報復する機会をねらう。○誣告され法を枉げられたと思うが、それに甘んじない。○己の非を飾ってごまかそうとする。○己の過ちを消そうとする。○ことさらに自ら障害を負い、賠償金を得ることをねらう。○実情を隠す。○曲げて弁明する。○不合にも壮丁を隠し、ことさらに老人・幼児・重病の人あるいは婦人に代理で告訴状を出させ⑬、賠償しがたいと〔主張すること〕をもくろむ。○事情をでっち上げて誣告し罪に落とす。○覆い隠す方法がない。○ごまかしがはなはだしい。

**故禁・故勘（＝無実の人を獄に入れ、拷問する⑭）の類** ○目の前〔にいる人〕との古い行き違いを思う。○怒りをほしいままにして、自己の利益をはかる⑮。○心に暴虐な怒りを生じる。○心に恨みを抱く。○権威をほしいままにする。○気分任せて辛くあたる。○心に■■を持つ。

**故出入⑯・失出入⑰の類** ○当然虚心に詳らかに審理すべきである。○よろしく官に報告して究明すべきである。○明かに疑うべきであると知っている。○審理で見落としをする。○双方が論争し、供述に同意しないことがわかる⑱。○思う存分片意地をはる。○私情にとらわれ、えこひいきする。○ただ元の訴状に拠り、圧迫して白状させる。○有無を言わせない。○申し立てを許さず、勝手に恨みを抱く。○でっち上げた承諾書を買ひあげ、曲げて庇護する。○虐待がひどすぎる。○拷問がひどすぎる。○自ら虚偽であることを知っている。○自らでっち上げでないことを知っている。○へつらって己の意見を曲げて従う。○上からの命令⑲に従う。

**請託の類** ○名節を顧みない。○私利に惑わされて承認する。○上司の機嫌を取る⑳。○私情にとらわれて請託を受け入れる。

**人の罪に巻き添えにされる㉑類** ○〔犯行を〕抑え留めない㉒。○救護して自首を勧める㉓。○自首して出頭する。○正直に自首する。○告発する㉔。○究明するよう告発する。○自首する。

【注釈】

- ①「軍職」：『国字解』123「軍官なり。軍官といへば、千戸・百戸までを云。ここには総旗・小旗までを兼べき為軍職とかきたるなり」。『訳義』60「軍人の官ありて職掌ある者」。同書145にはさらに詳しい解説がある。
- ②「實授」：『国字解』59「明朝の法に、京官は初任官の時には試職と云になる。年を踰て実授と云になる。…試職・実授はあてがひにかわりあるなり」、同書124「陞たる官の月俸を直にとるを実授と云。…希望実授とは、其署職にしたる人を直に実授に仰付られよと願ことなり」。
- ③「瞻視」：未詳。
- ④「關防」：『国字解』69「兼て用心することなり。油断して事を仕出させたるを失關防と云」、同書94「悪事をさせぬ防ぎを兼てせぬなり」、同書188「失於關防とは、用心をせずして、百姓にてぬきをさることなり」。『訳義』297「悪敷事をさせぬやうに、道中警固する事を云」。前掲[10-2]【注釈】⑩参照。
- ⑤「失機」：『国字解』646「失誤軍機なり」、同書151「軍機と云は、軍兵を調発し兵糧を催徴し、并に辺

塞の注進加勢を乞文書のりい、合戦の勝負に干る類のことを軍機と云なり。機は機密の義にて、右のりいのことは隠密にすることゆへ、軍機と云なり。『訳義』352は「軍機を失誤したる者」について「軍の大切な図をはづし、手はづをちがふたる者を云」とする。

- ⑥「軍情」：『国字解』156「軍機と同じ」。前注⑤参照。
- ⑦「機密」：『国字解』576「隠密して人に知らせぬ事を云なり。大形は謀反人などを申するいなり」。『訳義』508「隠密の大事」。
- ⑧「應捕」：『国字解』508「應捕人とは、とつたりの役人なり。軍人の内に巡捕軍と云あり、弓兵の内にも應捕弓兵あり。又各衙門の快手も、其官府より巡捕の役を申付れば、應捕人と云ものなり」。『訳義』580「衛の巡捕官軍、巡検司の弓兵、府州県の衙門の快手、皂隸等」。
- ⑨「呈送」：『公文書』「①呈文をもって具申する。②本文書の他に金銭・財物などを一緒に送ること」。
- ⑩「來歴」：『国字解』571「籍貫・父母等なり」。
- ⑪「避難」：『国字解』135「避難と云は、罪を避とは別なり。年貢の取り立てか、盜賊を捕るか、或は軍陣のやうなるむづかしく難儀なることをいやがり、当坐をはづさん為にかけをちするなり」。
- ⑫「實告」：『国字解』442は「明律」刑律・訴訟の「誣告」を解説したなかで、「告實」について次のように述べている。「告實とは、實なることを申すを云。招虞とは、作りごとを申すを云なり。…ここに告と云ひ、招と云たるは、詞をかへたるまでにて同義なり」と。本句はこの方向で解釈する。
- ⑬「抱告」：『中法』「明清制度、原告可委託親屬或家人代理出庭、称抱告」。『近代』「如非与己切身有関的訟事、原告可委託親友代理出庭、称抱告」。また『国字解』811の「抱奏告」では「名代に持せて（訴状を）出すなり」とする。
- ⑭「故禁・故勘」：『国字解』517「勘とは、拷問することなり。故禁・故勘は、誤禁・誤勘に対する詞なり。皆罪なき人を禁獄し、拷問することを云へり」。『訳義』600「罪もなき平人を、故（ワザ）と牢へ入れ、故と拷問するを云。故（コトサラ）ハ罪なきを知つつするを云。勘ハ、拷問する事也」。
- ⑮「己私」：『近代』「個人的私欲、即一己之私」。また『中日』は「濟私」を「自己の利益をはかる」とする。
- ⑯「故出入」：「故出入人罪」については、前掲 [4-3] 【注釈】⑤参照。
- ⑰「失出入」：『国字解』70「失出入人罪とは、了見違にて罪ある人をゆるしたるが失出人罪なり、罪なき人を罪したるが失入人罪なり」。『訳義』613「心得ちがへ、しそこなひにて、重くし軽くするを、失出入すると云。たとへば罪囚を吟味する時に、証人が、なき罪をたしかにあるやうに申たつるを、実とおもふか、又ハ定りたる法の如く拷問して、白状書を取り、及び刑罰にあてかふ時に、ふと心得違経て、別に賄を受るにもあらず、法外に刑を用ひて、…」。
- ⑱「不服招承」：『国字解』517「不服招承と云は、白状に落たる口上なきことなり」。
- ⑲「主使」：次のようにいくつかの解釈がある。『国字解』146「さしづなり」、同書 419・694「下知するなり」。『訳義』168「さしづしてなさしめたる也」。『近代』「出謀差遣」。『中日』「首謀し他人を教唆して罪を犯させる。教唆する」。ここではとりあえず『国字解』に従う。
- ⑳「承順逢迎」：『国字解』140「承順逢迎とは、上司のきげんをとることなり。承順は、上司の云出したることにさかはぬやうにすることなり。逢迎は、上司の云はぬ前に、きげんに合べき為に此方よりすることなり」。
- ㉑「連累致罪」：『国字解』94「因人連累致罪とは、われに罪無けれども、人の罪のまきぞへになりたるなり」。
- ㉒「阻當」：『国字解』409「をさえとむることなり」。ちなみに「明律」刑律・人命の「同行知有謀害」



に次のような規定がある。「凡知同伴人欲行謀害他人、不即阻当・救護、及被害之後、不首告者杖一百」。

②「勸詳」：未詳。同音の「勸降」かもしれないので、とりあえずこれに改めて訳す。

④「檢舉」：『近代』「**①**掲発、告発」。

## 注釈および本文關鍵語彙索引

注釈に掲げた語彙および本文中で定義をおこなっている語彙の索引である。本文中の語彙には下線を施している。

- イ 已決 [1-4] 已故 [1-4] [10-1] 依聽 [10-2] 姨姑舅 [10-3] 為事 [1-2] [10-3]  
為民 [1-4] [1-5] 一應 [4-6] 肄業 [4-6] 陰陽 (生) [4-3] 賁縁作弊 [10-2]
- ウ 運灰 [4-4]
- エ 驛逋 [4-5] 縁坐入官 [4-5] 遠職 [4-6]
- オ 枉為 [1-2] 枉斷 [1-2] 枉法賊 [1-2] 應議者 [1-1] 應捕 [10-4] 應離人散 [10-3]
- カ 科斷 [1-3] 枷號 [1-5] 家口 [1-4] 家小 [1-4] 過失殺 [1-3] 解送 [4-4]  
會審 [4-6] 外結 [1-5] 革衣巾 [4-6] 革職役 [4-6] 樂戸 [4-3] 樂舞 (生) [4-3]  
干證 [10-3] 干犯 [1-4] 奸細 [10-3] 還官 [5] 還職役者 [4-4] 還俗 [4-6]  
監故 [1-4] 管軍 [4-4] 管事 [4-4] 管操 [1-1] 勸詳 [10-4] 監守盜 [1-2]  
監臨 [10-2] 關防 [10-2] [10-4]
- キ 機密 [10-4] 歸宗 [4-6] 戲殺 [1-3] 議擬 [6] [10-1] 議得 [3] [8] 求索 [4-1]  
給主 [5] 去衣 [4-5] 拳照下落 [5] 拳人 [1-1] 御製大誥 [4-3] 供結 [10-3]  
供稱 [1-1] 供狀人 [5] [9] 供明 [1-4] [4-3] 恐嚇 [4-1] 繳照 [5]
- ク 空歇役 [10-3] 軍機 [10-4] 軍情 [10-4] 軍職 [10-4] 軍政 [1-1] 軍餘 [4-3]
- ケ 下落 [5] 徑自 [4-5] 計結 [1-5] 輕實重虚 [4-3] 決斷 [4-6] 歇役 [10-3]  
結得 [1-5] 月錢 [10-3] 月例 [10-3] 月糧 [10-3] 鈴束 [10-3] 檢舉 [10-4]  
驗已未成～ [10-2]
- コ 己私 [10-4] 姑舅 [10-3] 故勘 [10-4] 故禁 [10-4] 故殺 [1-3] 故出入人罪 [4-3] [10-4]  
庫 [5] 庫収 [5] 顧役 [10-2] 顧慮 [1-5] 五刑之次序 [4-1] 誤殺 [1-3]  
後數 [4-5] 工樂 [4-3] 口外為民 [4-4] 公罪 [4-6] 行移 [1-5] 行止 [10-2]  
拘役 [8] 苟合成婚 [10-3] 合問 [5] 劫殺 [1-3] 告實 [10-4] 獄 (囚) [1-4]
- サ 差操 [4-4] 做工 [4-5] 坐贓 [1-2] 歳貢 [1-1] 在外 [4-6] 在官 [1-4] [10-1]  
在逃 [1-4] 罪者 [2] 罪囚 [1-4] 罪人 [1-4] 作弊 [10-2] 雜犯 [4-4] 雜犯徒罪以下 [1-4]  
参充 [1-1] 参照 [4-6] 参奏 [5]
- シ 司礼監 [4-3] 使用 [7] [10-3] 刺字 [4-5] 紙 [5] 紙笥 [5] 自首 [4-3]  
自盜 [1-2] 七殺 [1-3] 失機 [10-4] 失出入 [10-4] 實告 [10-4] 實収 [5]  
實授 [10-4] 實招 [1-5] 舍人 [4-3] 舍餘 [4-3] 主使 [10-4] 主守 [10-2]  
取問 [7] 収管 [5] 秋後處決 [4-3] 衆犯 [1-2] 襲職 [1-1] 充軍 [1-4] [1-5] [4-4]  
充警 [4-6] 從一科斷 [4-1] 從夫嫁賣 [4-5] 從本色 [4-5] 巡鹽 [1-1] 巡捕 [1-1]  
招擬 [1-1] 招眼 [1-5] 招首 [1-1] 省發 [1-4] 省令 [1-4] 承

差 [1-1] 承順逢迎 [10-4] 哨瞭 [4-5] 鈔貫 [5] 掌印 [1-1] 稍有力 [4-4]  
 照出 [4-5] [5] 照提 [1-4] [5] 詳 [4-6] 常人盜 [1-2] 狀招 [1-2] 職官 [10-3]  
 職業 [10-2] 職役 [4-6] 侵資 [10-2] 侵盜 [10-2] 真犯死罪 [1-4] 尋事 [10-3]  
 ス 隨住 [4-6]  
 セ 正支銷 [5] 正収作数 [10-2] 成招 [1-4] 税戸 [10-3] 竊盜賊 [1-2] 先存今  
 故 [1-4] [10-1] 先逃今到 [10-1] 阡 [7] 串招 [6] 遷徙 [4-3] 煎鹽 [4-5]  
 瞻視 [10-4]  
 ソ 阻當 [10-4] 宗枝 [1-1] 倉 [5] 倉収 [5] 総徒 [4-3] 尊卑諱犯 [1-1]  
 タ 打點使用 [10-3] 帶俸差操 [4-4] 替職 [1-1]  
 チ 知印 [1-1] 知會 [4-4] 着伍 [4-6] 厨役 [4-3] 弔來 [5] 聽用 [5]  
 テ 定議 [1-1] 定發 (撥) [4-4] 呈送 [10-4] 提 [9] 提吊 [1-5] 提問 [5] [9]  
 的決 [4-5] 天文生 [4-3] 轉達 [1-5] 轉展 [10-2]  
 ト 當 [6] 當差 [4-6] 鬪殺 [1-3] 篤疾 [4-3] 墩台 [4-5]  
 ニ 入官 [5]  
 ネ 寧家 [4-6]  
 ノ 納鈔 [4-4] 納入 [1-1] 納米 [4-4] 農民 [1-1]  
 ハ 擺站 [4-5] 買求 [10-3] 駁問 [1-5] 八議 [1-1] 發遣 [4-6] 發配 [1-4]  
 [4-6] 發落 [1-5] 犯人 [1-4] 叛心 [10-3]  
 ヒ 比附 [4-6] 罷職 [4-6] 備照 [5]  
 フ 不枉法賊 [1-2] 不合 [1-5] 不服招承 [10-4] 婦人 [4-3] 誣輕為重 [4-3] 復  
 職 [4-6] 復役 [4-6] 焚經 [4-6]  
 ヘ 編發 [4-4]  
 ホ 包納月錢 [10-3] 抱告 [10-4] 奉例 [1-1] 防範 [10-2] 謀殺 [1-3] 本色 [10-2]  
 ミ 未到 [1-4] 未到官 [10-1] 未決 [1-4]  
 ム 無力 [4-3] [4-4]  
 メ 命婦 [4-4] 免罪 [4-6]  
 モ 蒙 [7] 朦朧 [10-3] 問過 [1-5] 問擬 [6] 問結 [1-4] 問得 [1-1] 問發  
 [1-4]  
 ユ 有行人犯 [1-5] 有甲等 [6] 有事人 [1-2] 有力 [4-3] [4-4]] 勇士 [4-3]  
 ヨ 餘罪收贖 [4-5] 容隱 [4-3] 要行 [6] 要得 [10-2]  
 ラ 來歷 [10-4]  
 リ 離心 [10-3] 力士 [4-3] 立功 [4-4] 領解 [10-2] 領狀 [5]  
 レ 另項結課 [4-5] 連 [6] 連累致罪 [10-4]  
 ロ 六賊 [1-2] 論功定議 [1-1]